

裁判官会議議事録	
開催日時	令和5年6月30日（金）午後4時
開催場所	大会議室
出席者	別紙出欠表のとおり
議事の経過の要領及びその結果	
<p>1 承認事項</p> <p>(1) 事務分配及び裁判官の配置等規程の一部変更について 別添承認事項1丁から70丁までについていずれも承認</p> <p>(2) 大阪地方裁判所執行官事務分配規程の一部変更について 別添承認事項71丁のとおり承認</p>	
<p>2 決議事項</p> <p>(1) 大阪地方裁判所司法行政事務処理規程の一部変更について 別添決議事項1丁のとおり決議</p> <p>(2) 常任委員及びオブザーバーの選出及び任期に関する規程の一部変更について 別添決議事項2丁のとおり決議</p> <p>(3) 事務分配及び裁判官の配置等規程の一部変更について 別添決議事項3丁から7丁までのとおり決議</p>	

議長



議事録作成者

裁判所事務官



(別紙)	所長	宮崎英一
	所長代行	内藤裕之

出欠表

【民事部裁判官】

(令和5年6月30日現在)

部	判事	特例判事補	オブザーバー
1	井上直哉	島崎乃奈	鈴村悠恭欠
	三宅知三郎欠	関堯熙欠	宮原翔子
	太田多恵	中川和俊	
	仲井葉月	(濱崎俊文)欠	
	(植村一仁)欠	(橋本康平)欠	
2	(林奈桜)欠		
	横田典子	森文弥	
3	田辺暁志	立仙早矢	
	林潤		吉田純
4	神田温子		
	棚橋知子		
5	谷村武則	竹田泰樹	
	三重野真人		
6	黒田吉人		
	横田昌紀		
7	横尾河吉久		
	浦田祐一		
8	長谷川武久		
	山中洋美		
9	岩崎雄亮		
	岩佐圭祐		
10	岡野慎也		
	中山誠一		山本健太
11	吉澤邦和		
	小川貴寛		
12	金洪周		
	徳地淳	牛濱裕輝	
13	新宮智之		
	太田章子		
14	中尾彰		枚田雅樹
	松本明子		
15	神永暁		
	9	達野ゆき欠	黒川真吾
16	古賀英武欠		
	伊藤拓也		
17	中川博文		
	安木進		
18	鈴木雅久		
	永田雄一		
19	橋本悠子		
	土井文美		宮澤裕登
20	石原和孝		
	奥田達生		
21	小田真治欠		伊藤佳子
	木山智之		
22	大谷智彦		
	成田晋司		豊田高史
23	柴田義人		
	伊澤大介		
24	森鍵二	秋本円香	亀井獎之
	野上誠一奈		
25	松本幸奈		

15	武田瑞佳	横井千穂				
	中武由紀	林憲太朗	欠			
	中嶋謙英	欠				
	安井龍明					
	那波郁香					
	木戸口恆成	欠				
16	石丸将利			武藤遼		
	鈴木千恵子					
	村上貴昭					
17	徳増誠一			手嶋悠生		
	葛西功洋					
	皆川更					
18	宮崎朋紀			比舎昌志		
	長丈博	欠				
	玉田雅義					
19	大森直哉			小西池将		
	能宗美和					
	小川貴裕					
20	富上智子			若松達郎		
	長谷川利明					
	植田裕紀久					
21	武宮英子					
	阿波野右起					
	峯健一郎					
22	松本展幸			加藤雄大		
	直江泰輝					
	寺田幸平					
23	西岡繁靖			堀田らな		
	芝田由平					
	黒田香					
24	野村武範			田崎里歩		
	山口敦士					
	山中耕一	欠				
25	小川嘉基			北岡佑太		
	宮崎純一郎					
	岸田二郎					
26	松阿彌隆					
	島田美喜子	欠				
民事小計	判事	(92人)	(81人)	特例判事補	(12人)	(8人)
					オブザーバー	(19人)
						(18人)

【刑事部裁判官】

(令和5年6月30日現在)

部	判事	特例判事補	オブザーバー
1	加藤陽 大久保優子		土肥大致
2	近道暁郎 金友宏平		長谷川豪
3	御山真理子 辻井由雅		定松祐太朗
5	中川綾子欠 恒光直樹欠 小泉健介欠		西村拓己欠
6	(大寄淳)欠 山田裕文 安福幸江		篠野拓輝
7	三村三緒欠 松本英男		吉田開
8	田中伸一欠 角田康洋欠		安曇大智欠
9	矢野直邦欠 行方美和欠		林村優雅
10	長瀬敬昭 増尾崇 湯川亮 中井太朗	青木勇人欠 森田千尋欠 (丸谷昂資)欠 (伊藤佑貴)欠 (山田明日香)欠	(奥野育美)欠 小草啓紀欠 (岡野哲郎)欠
12	渡部市郎 梶川匡志 岩崎貴彦	今泉颯太	
13	岩崎邦生 設楽大輔欠		上田郁也
14	坂口裕俊 倉成章		上寺紗也佳
15	末弘陽一 三澤節史 高橋里奈		高矢輝乃
刑事小計	判事 (33人)	(20人) 特例判事補 (6人)	(1人) オブザーバー (14人)
			(9人)

合計	判事 (125人)	(101人)	特例判事補 (18人)	(9人)	オブザーバー (33人)	(27人)
----	-----------	--------	-------------	------	--------------	-------

(令和5年6月30日現在)

【堺支部裁判官】

部	判 事	特例判事補	オブザーバー
民事部	(支部長) 野田 恵 司	吉本 奈々絵	嶋本 有里子 欠
	木太 伸 広	(山根 直 輝) 欠	
	藤野 美 子		
	眞田 尚 美 欠		
	國分 綾 欠		
	湯浅 徳 恵 欠		
刑事部	琴岡 佳 美		
	藤原 美 弥 子	山田 裕 章	吉田 恵 未
	荒木 未 佳	河本 真	奥野 佑 麻 欠
	竹内 大 明	(本田 真理子) 欠	
堺計	西谷 大 吾		
	判 事 (11人)	(8人)	特例判事補 (5人) (3人) オブザーバー (3人) (1人)
合計	判 事 (11人)	(8人)	特例判事補 (5人) (3人) オブザーバー (3人) (1人)

(令和5年6月30日現在)

【岸和田支部裁判官】

部	判事	特例判事補	オブザーバー
	(支部長) 井上一成 佐藤克則 欠 (家裁本務) 佐藤志保 欠 千葉沙織 織田佳代 欠	(家裁本務) 寺田悠亮 水口美弥 欠	
岸和田計	判事 (5人) :(2人)	特例判事補 (2人) :(2人)	オブザーバー (0人) :(0人)
合計	判事 (5人) :(2人)	特例判事補 (2人) :(2人)	オブザーバー (0人) :(0人)

裁 判 官 会 議 出 席 者 数

(令和5年6月30日現在)

人 員	構 成 員	判 事	141名 (所長・代行含む)	(計166名)	
		特例判事補	25名		
	オブザーバー		定足数83名		
	計		36名		
出席 者 数	構 成 員	判 事	111名 (所長・代行含む)	(計125名)	
		特例判事補	14名		
	オブザーバー		28名		
	計		153名		

【機密性 2】

承認事項

(令和 5 年 6 月 30 日)

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和4年12月23日諮問)

(令和5年1月16日実施)

現 行	変 更 後
第 5 編 管 内 簡 易 裁 判 所	第 5 編 管 内 簡 易 裁 判 所
第4章 その他の簡易裁判所	第4章 その他の簡易裁判所
(中略)	(中略)
(裁判官の配置及び事務の分配)	(裁判官の配置及び事務の分配)
第51条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次のとおりとする。	第51条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次のとおりとする。
(中略)	(中略)
(5) 東大阪簡易裁判所	(5) 東大阪簡易裁判所
裁 判 官 仙 波 啓 次	裁 判 官 西 田 真 基
(定年退官)	(任簡判)
民事事件の2分の1	民事事件の2分の1
刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）の2分の1	刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）の2分の1
刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分の 1	刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分の 1
裁 判 官 新 屋 真 宏	裁 判 官 新 屋 真 宏
民事事件の2分の1	民事事件の2分の1
刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）の2分の1	刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）の2分の1
刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分の 1	刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分の 1
(中略)	(中略)
	附 則
	この規程は、令和5年1月16日から施行する。

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和5年1月16日諮詢)

(令和5年1月16日実施)

現 行	変 更 後
(第2編(本庁民事部) 第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	(第2編(本庁民事部) 第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第3民事部(普通部) (月火木金) 裁判官 林 潤 〃 小河 好美 〃 棚橋 知子 〃 吉田 開	第3民事部(普通部) (月火木金) 裁判官 林 潤 〃 小河 好美 〃 棚橋 知子 〃 吉田 開 〃 <u>吉田 純</u> <u>(任補)</u>
(中略)	(中略)
第9民事部(普通部) (火水木金) 裁判官 達野 ゆき 〃 相澤 千尋 〃 伊藤 拓也 〃 林村 優雅	第9民事部(普通部) (火水木金) 裁判官 達野 ゆき 〃 相澤 千尋 〃 伊藤 拓也 〃 林村 優雅 〃 <u>黒川 真吾</u> <u>(任補)</u>
(中略)	(中略)
第23民事部(普通部) (月火水木) 裁判官 西岡 繁靖 〃 芝田 由平 〃 河野 申二郎 〃 上田 郁也	第23民事部(普通部) (月火水木) 裁判官 西岡 繁靖 〃 芝田 由平 〃 河野 申二郎 〃 上田 郁也 〃 <u>堀田 らな</u> <u>(任補)</u>

第24民事部（普通部）（月火木金）	第24民事部（普通部）（月火木金）
裁判官 池上尚子	裁判官 池上尚子
〃 山口敦士	〃 山口敦士
〃 鈴木基之	〃 鈴木基之
〃 鈴村悠恭	〃 鈴村悠恭
	田崎里歩
	(任補)
(中略)	(中略)
(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3	(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
第1刑事部（普通部）（毎日）	第1刑事部（普通部）（毎日）
裁判官 加藤陽	裁判官 加藤陽
〃 大久保優子	〃 大久保優子
〃 小草啓紀	〃 小草啓紀
	土肥大致
	(任補)
(中略)	(中略)
第14刑事部（普通部）（毎日）	第14刑事部（普通部）（毎日）
裁判官 坂口裕俊	裁判官 坂口裕俊
〃 湯川亮	〃 湯川亮
〃 岡野哲郎	〃 岡野哲郎
	上寺紗也佳
	(任補)
第15刑事部（普通部）（毎日）	第15刑事部（普通部）（毎日）
裁判官 末弘陽一	裁判官 末弘陽一
〃 三澤節史	〃 三澤節史
〃 高橋里奈	〃 高橋里奈
〃 小澤光	〃 小澤光
	高矢輝乃
	(任補)
(中略)	(中略)

附 則

この規程は、令和5年1月16日から施行する。

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和5年3月2日諮問)

(令和5年3月25日実施)

現 行	変 更 後
(第2編(本庁民事部) 第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 第1民事部(保全部)(毎日) 裁判官 井上直哉 〃 三宅知三郎 〃 太田多恵 〃 林奈桜 〃 丸林裕矢 〃 永田雄一 〃 浜崎俊文 〃 森文弥 〃 中川和俊	(第2編(本庁民事部) 第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 第1民事部(保全部)(毎日) 裁判官 井上直哉 〃 三宅知三郎 〃 太田多恵 〃 林奈桜 〃 丸林裕矢 〃 永田雄一 〃 浜崎俊文 〃 森文弥 〃 中川和俊 〃 橋本康平 <u>(岡山地裁から)</u>
(中略)	(中略)
第25民事部(普通部)(火水木金) 裁判官 小川嘉基 〃 宮崎純一郎 〃 岸田二郎 〃 澄川ほなみ <u>(東京地裁立川支部へ)</u>	第25民事部(普通部)(火水木金) 裁判官 小川嘉基 〃 宮崎純一郎 〃 岸田二郎
(中略)	(中略)
(第5編(管内簡易裁判所) 第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割	(第5編(管内簡易裁判所) 第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割

第1 民事公判係	第1 民事公判係
第1係 (月水金) 裁判官 谷野 淳	第1係 (月水金) 裁判官 谷野 淳
第2係 (月水金) // 三木 健治 (吉野川・徳島・鳴門簡裁～)	第2係 (月水金) // 小林 勘一郎 (民事特殊係から)
第3係 (月水金) // 福田 修	第3係 (月水金) // 福田 修 // 佐伯 公正 (安芸・高知簡裁から)
第4係 (月火木) // 岩 増 靖	第4係 (月火木) // 岩 増 靖 // 大田 恵朗 (民事公判第8係から)
第5係 (月火木) // 上原 宏光	第5係 (月火木) // 上原 宏光
第6係 (月火木) // 宇都宮 庫敏 (伊丹簡裁～)	第6係 (月火木) // 西嶋 一惠 (福山簡裁から)
第7係 (月水金) // 田中 清道 // 水嶋 正博 (御坊・田辺簡裁～)	第7係 (月水金) // 田中 清道 // 宮川 隆 (令状係から)
第8係 (木) // 寺田 俊弘 (茨木簡裁～) // 濱田 竜也 (妙寺簡裁～) // 栗山 和昭 (舞鶴・宮津簡裁～) // 藤井 徹 (民事公判第9係～) // 林 誠治郎 (民事公判第14係～) // 西村 騞 (松本簡裁～) // 大田 恵朗 (民事公判第4係～)	第8係 (木) // 新屋 真宏 (東大阪簡裁から)
第9係 (水金) // 船越 英明	第9係 (水金) // 船越 英明 // 藤井 徹 (民事公判第8係から)
第10係 (月火木) // 伊藤 知広 (兼) 水嶋 正博 (兼務解消)	第10係 (月火木) // 伊藤 知広 // 荏谷 誠 (民事特殊係から)
第11係 (月水金) // 西田 文則	第11係 (月水金) // 西田 文則

		池尻修三 <u>(令状係から)</u>	
第12係 (月火木) //	谷川佳史	第12係 (月火木) //	谷川佳史
第13係 (月水金) //	松尾真一	第13係 (月水金) //	松尾真一
第14係 (月火木) //	山本泰博	第14係 (月火木) //	山本泰博
		// 林誠治郎	
			<u>(民事公判第8係から)</u>
第15係 (月火木) //	藤田敏之	第15係 (月火木) //	藤田敏之
		// 有田禎宏	
			<u>(調停第3係から)</u>
第16係 (月水金) //	三瀬英祐 <u>(佐野簡裁へ)</u>	第16係 (月水金) //	藤木義裕 <u>(尼崎簡裁から)</u>
第17係 (月火木) //	大迫隆二	第17係 (月火木) //	大迫隆二
		// 和田一臣	
			<u>(民事特殊係から)</u>
第18係 (月水金) //	吉田進 <u>(葛城・五條・宇陀簡裁へ)</u>	第18係 (月水金) //	川副勝巳 <u>(民事特殊係から)</u>
第21係 (月水金) //	朝田和男	第21係 (月水金) //	朝田和男
第22係 (月火木) //	南正一	第22係 (月火木) //	南正一
		// 高山正之	
			<u>(令状係から)</u>
第2 民事特殊事件係 (即決和解、公示催告、督促、保全、非訟等) (毎日)		第2 民事特殊事件係 (即決和解、公示催告、督促、保全、非訟等) (毎日)	
裁判官 (兼) 井上直哉		裁判官 (兼) 井上直哉	
// 村岡 寛		// 村岡 寛	
// 佐伯美保		// 菅浩次	
	<u>(木津簡裁へ)</u>		<u>(令状係から)</u>
// 倉田孝雄		// 倉田孝雄	
// 小林勘一郎		// 森本幸治	
	<u>(民事公判第2係へ)</u>		<u>(大阪池田簡裁から)</u>
// 山下雅資		// 山下雅資	
// 和田一臣		// 中村浩之	
	<u>(民事公判第17係へ)</u>		<u>(伊丹簡裁から)</u>
// 西村実信		// 西村実信	
// 川副勝巳		// 内藤智機	
	<u>(民事公判第18係へ)</u>		<u>(広島・呉簡裁から)</u>
// 苺谷誠			
	<u>(民事公判第10係へ)</u>		
// (兼) 大迫隆二		// (兼) 大迫隆二	
// (兼) 吉田進		// (兼) 和田一臣	

		(兼務解消)				(兼務発令)			
第3 調停係 (毎日)				第3 調停係 (毎日)					
第1係	裁判官	諫 武 高 行		第1係	裁判官	諫 武 高 行			
	"	水 野 和 雄			"	水 野 和 雄			
第2係	"	宮 部 稔		第2係	"	宮 部 稔			
第3係	"	有 田 穎 宏		第3係	"	臼 井 康 雄			
		(民事公判第15係へ)				(交通即決係から)			
第4係	"	植 田 武 志		第4係	"	伊 葉 国 功			
		(普通略式係へ)				(令状係から)			
第5係	"	加 藤 優		第5係	"	加 藤 優			
第4 刑事公判係				第4 刑事公判係					
第1係 (月水木) 裁判官 (兼) 松 林 秀 樹				第1係 (月水木) 裁判官 (兼) 松 林 秀 樹					
						<u>" (兼) 植 田 武 志</u>			
		(兼務発令)							
第2係 (月水木) "		増 田 耕 兒		第2係 (月水木) "		増 田 耕 兒			
第5 略式係 (毎日)				第5 略式係 (毎日)					
(1) 普通略式係	裁判官	松 林 秀 樹		(1) 普通略式係	裁判官	松 林 秀 樹			
	"	(兼) 増 田 耕 兒			"	(兼) 植 田 武 志			
	"	(兼) 池 尻 修 三		(調停第4係から)					
			(兼務解消)						
	"	(兼) 高 山 正 之			"	(兼) 増 田 耕 兒			
			(兼務解消)			"	(兼) 仙 波 陽 子		
	"	(兼) 伊 葉 国 功		(兼務発令)					
			(兼務解消)			"	(兼) 畑 村 章 夫		
	"	(兼) 宮 川 隆		(兼務発令)					
			(兼務解消)			"	(兼) 東 山 裕 実		
	"	(兼) 菅 浩 次		(兼務発令)					
			(兼務解消)			"	(兼) 丸 橋 俊 幸		
	"	(兼) 藤 田 康 夫		(兼務発令)					
			(兼務解消)			"	(兼) 阿 部 昭 彦		
(2) 交通即決略式係				(兼務発令)					
	裁判官	臼 井 康 雄			"	(兼) 今 田 勝 己			
			(調停第3係へ)		(兼務発令)				
	"	立 川 唱 寛							
第6 令状係 (毎日)				第6 令状係 (毎日)					
	裁判官 (兼)	長瀬 敬 昭			裁判官 (兼)	長瀬 敬 昭			

〃 (兼) 後藤有己	〃 (兼) 後藤有己
〃 (兼) 設樂大輔	〃 (兼) 設樂大輔
〃 (兼) 金友宏平	〃 (兼) 金友宏平
〃 (兼) 森田千尋	〃 (兼) 森田千尋
〃 (兼) 山田明日香	〃 (兼) 山田明日香
〃 (兼) 伊藤佑貴	〃 (兼) 伊藤佑貴
〃 (兼) 水谷翔	〃 (兼) 水谷翔
〃 (兼) 青木崇史	〃 (兼) 青木崇史
〃 (兼) 安藤涼	〃 (兼) 安藤涼
〃 (兼) 薦田淳平	〃 (兼) 薦田淳平
〃 (兼) 竹本真梨子	〃 (兼) 竹本真梨子
<u>池尻修三</u>	<u>仙波陽子</u>
<u>(民事公判第11係へ)</u>	<u>(葛城・五條・宇陀簡裁から)</u>
<u>〃 高山正之</u>	<u>〃 畑村章夫</u>
<u>(民事公判第22係へ)</u>	<u>(吉野川・徳島・鳴門簡裁から)</u>
<u>〃 伊葉匡功</u>	<u>〃 東山裕実</u>
<u>(調停第4係へ)</u>	<u>(御坊・田辺簡裁から)</u>
<u>〃 宮川隆</u>	<u>〃 丸橋俊幸</u>
<u>(民事公判第7係へ)</u>	<u>(舞鶴・宮津簡裁から)</u>
<u>〃 菅浩次</u>	<u>〃 阿部昭彦</u>
<u>(民事特殊係へ)</u>	<u>(桑名簡裁から)</u>
<u>〃 藤田康夫</u>	<u>〃 今田勝己</u>
<u>(民事公判第1係へ)</u>	<u>(八代・人吉簡裁から)</u>
〃 (兼) 増田耕兒	〃 (兼) 増田耕兒
〃 (兼) 松林秀樹	〃 (兼) 松林秀樹
	<u>(兼) 植田武志</u>
	<u>(兼務発令)</u>
 第2章 堺簡易裁判所	
 (裁判事務の分配)	
第43条 堺簡易裁判所における裁判事務の分配は、次のとおりとする。	
裁判官 松田亨	
民事訴訟事件の5分の2	
民事少額訴訟事件の5分の2	
少額訴訟債権執行に関する事件の5分の2	
即決和解事件の2分の1	
民事保全事件の5分の2	
 第2章 堺簡易裁判所	
 (裁判事務の分配)	
第43条 堺簡易裁判所における裁判事務の分配は、次のとおりとする。	
裁判官 松田亨	
民事訴訟事件の5分の2	
民事少額訴訟事件の5分の2	
少額訴訟債権執行に関する事件の5分の2	
即決和解事件の2分の1	
民事保全事件の5分の2	

<p>民事雑事件の 5 分の 2 交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の 5 分の 2 刑事雑事件の 5 分の 2 他の裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p><u>裁判官</u> 三浦 恵</p> <p>民事訴訟事件の 5 分の 2 民事少額訴訟事件の 5 分の 2 少額訴訟債権執行に関する事件の 5 分の 2 督促事件（支払督促申立て下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立て下処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法督促異議事件） 公示催告事件 即決和解事件の 2 分の 1 民事過料事件 民事保全事件の 5 分の 3 民事雑事件の 5 分の 2 刑事公判事件 刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した略式命令事件を除く。） 交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件 刑事雑事件の 5 分の 2</p> <p><u>裁判官（代行）</u> 森本 幸治 <u>（職務代行解消）</u></p> <p>民事訴訟事件の 5 分の 1 民事少額訴訟事件の 5 分の 1 少額訴訟債権執行に関する事件の 5 分の 1 民事雑事件の 5 分の 1 交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の 5 分の 1 刑事雑事件の 5 分の 1</p> <p><u>裁判官（代行）</u> 武田 雄二郎</p>	<p>民事雑事件の 5 分の 2 交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の 5 分の 2 刑事雑事件の 5 分の 2 他の裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p><u>裁判官</u> 三浦 恵</p> <p>民事訴訟事件の 5 分の 2 民事少額訴訟事件の 5 分の 2 少額訴訟債権執行に関する事件の 5 分の 2 督促事件（支払督促申立て下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立て下処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法督促異議事件） 公示催告事件 即決和解事件の 2 分の 1 民事過料事件 民事保全事件の 5 分の 3 民事雑事件の 5 分の 2 刑事公判事件 刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した略式命令事件を除く。） 交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件 刑事雑事件の 5 分の 2</p> <p><u>裁判官（代行）</u> 藤田 大生 <u>（職務代行発令）</u></p> <p>民事訴訟事件の 5 分の 1 民事少額訴訟事件の 5 分の 1 少額訴訟債権執行に関する事件の 5 分の 1 民事雑事件の 5 分の 1 交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の 5 分の 1 刑事雑事件の 5 分の 1</p> <p><u>裁判官（代行）</u> 武田 雄二郎</p>
---	---

<p>民事調停事件の 2 分の 1 交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の 5 分の 1 交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件及び刑事略式命令事件（待命）を除く刑事略式命令事件の 2 分の 1</p> <p><u>裁判官（代行）渡邊眞司</u> <u>（職務代行解消）</u></p> <p>民事調停事件の 2 分の 1 交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の 5 分の 1 交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件及び刑事略式命令事件（待命）を除く刑事略式命令事件の 2 分の 1</p> <p><u>裁判官（兼）藤野美子</u> 民事保全異議及び取消事件</p>	<p>民事調停事件の 2 分の 1 交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の 5 分の 1 交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件及び刑事略式命令事件（待命）を除く刑事略式命令事件の 2 分の 1</p> <p><u>裁判官（代行）三瀬英祐</u> <u>（職務代行発令）</u></p> <p>民事調停事件の 2 分の 1 交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の 5 分の 1 交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件及び刑事略式命令事件（待命）を除く刑事略式命令事件の 2 分の 1</p> <p><u>裁判官（兼）藤野美子</u> 民事保全異議及び取消事件</p>
<p>（中略）</p> <p>第 4 章 その他の簡易裁判所</p> <p>（裁判官の配置及び事務の分配）</p> <p>第 51 条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p> <p>（1）大阪池田簡易裁判所</p> <p><u>裁判官 森本幸治</u> <u>（大阪簡裁へ）</u></p> <p>民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事案件</p> <p><u>裁判官（代行）藤田康夫</u> <u>（職務代行解消）</u></p> <p>刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式</p>	<p>（中略）</p> <p>第 4 章 その他の簡易裁判所</p> <p>（裁判官の配置及び事務の分配）</p> <p>第 51 条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p> <p>（1）大阪池田簡易裁判所</p> <p><u>裁判官 藤田大生</u> <u>（名古屋簡裁から）</u></p> <p>民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事案件</p> <p><u>裁判官（代行）今田勝己</u> <u>（職務代行発令）</u></p> <p>刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式</p>

<p>命令事件を除く。) 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>(2) 豊中簡易裁判所 裁判官 山本 猛 民事事件 刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。） 代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件 <u>裁判官（代行）高山正之</u> <u>（職務代行解消）</u> 山本裁判官の関与した刑事略式命令事件に対する刑事正式裁判事件 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>(3) 吹田簡易裁判所 裁判官 瀧川勝子 民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件 <u>裁判官（代行）川副勝巳</u> <u>（職務代行解消）</u> 刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。） 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>(4) 茨木簡易裁判所 <u>裁判官 中村玄介</u> <u>（高松簡裁へ）</u> 民事訴訟事件の3分の2 民事訴訟事件を除くその他の民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件 <u>裁判官（代行）西村実信</u> 民事訴訟事件の3分の1 刑事公判事件 刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式</p>	<p>命令事件を除く。) 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>(2) 豊中簡易裁判所 裁判官 山本 猛 民事事件 刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。） 代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件 <u>裁判官（代行）阿部昭彦</u> <u>（職務代行発令）</u> 山本裁判官の関与した刑事略式命令事件に対する刑事正式裁判事件 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>(3) 吹田簡易裁判所 裁判官 瀧川勝子 民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件 <u>裁判官（代行）丸橋俊幸</u> <u>（職務代行発令）</u> 刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。） 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>(4) 茨木簡易裁判所 <u>裁判官 寺田俊弘</u> <u>（大阪簡裁から）</u> 民事訴訟事件の3分の2 民事訴訟事件を除くその他の民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件 <u>裁判官（代行）西村実信</u> 民事訴訟事件の3分の1 刑事公判事件 刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式</p>
--	---

命令事件を除く。)	命令事件を除く。)
刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件	刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件
令状事件の5分の1	令状事件の5分の1
(5) 東大阪簡易裁判所	(5) 東大阪簡易裁判所
裁判官 西田眞基	裁判官 西田眞基
民事事件の2分の1	民事事件の2分の1
刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）の2分の1	刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）の2分の1
刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分の1	刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分の1
裁判官 新屋眞宏	裁判官 山田正人
(大阪簡裁へ)	(妙寺簡裁から)
民事事件の2分の1	民事事件の2分の1
刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）の2分の1	刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）の2分の1
刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分の1	刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分の1
(6) 枚方簡易裁判所	(6) 枚方簡易裁判所
裁判官 神谷義彦	裁判官 神谷義彦
民事訴訟事件の3分の1	民事訴訟事件の3分の1
民事少額訴訟事件の2分の1	民事少額訴訟事件の2分の1
民事調停事件の2分の1	民事調停事件の2分の1
民事過料事件の2分の1	民事過料事件の2分の1
民事保全事件の2分の1	民事保全事件の2分の1
令状事件の5分の2	令状事件の5分の2
刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）の2分の1	刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）の2分の1
刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分の1	刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分の1
裁判官 小川正照	裁判官 岡田幹雄
(向日町簡裁へ)	(岡山簡裁から)
民事訴訟事件の3分の1	民事訴訟事件の3分の1
民事少額訴訟事件の2分の1	民事少額訴訟事件の2分の1
民事調停事件の2分の1	民事調停事件の2分の1
民事過料事件の2分の1	民事過料事件の2分の1
民事保全事件の2分の1	民事保全事件の2分の1

<p>令状事件の 5 分の 2 刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）の 2 分の 1 刑事正式裁判事件以外の刑事事件の 2 分の 1 <u>裁判官（代行）佐伯美保</u> <u>(職務代行解消)</u> 民事訴訟事件の 3 分の 1 即決和解事件 督促事件（支払督促申立却下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立却下処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法督促異議事件） 民事特殊事件（民事保全事件を除く。） 令状事件の 5 分の 1 (7) 富田林簡易裁判所 裁判官 矢野靖人 民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件 <u>裁判官（代行）菅浩次</u> <u>(職務代行解消)</u> 刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。） 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件 (8) 羽曳野簡易裁判所 裁判官 武田雄二郎 民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件 <u>裁判官（代行）伊葉匡功</u> <u>(職務代行解消)</u> 刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。） 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法</p>	<p>令状事件の 5 分の 2 刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）の 2 分の 1 刑事正式裁判事件以外の刑事事件の 2 分の 1 <u>裁判官（代行）菅浩次</u> <u>(職務代行発令)</u> 民事訴訟事件の 3 分の 1 即決和解事件 督促事件（支払督促申立却下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立却下処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法督促異議事件） 民事特殊事件（民事保全事件を除く。） 令状事件の 5 分の 1 (7) 富田林簡易裁判所 裁判官 矢野靖人 民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件 <u>裁判官（代行）畠村章夫</u> <u>(職務代行発令)</u> 刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。） 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件 (8) 羽曳野簡易裁判所 裁判官 武田雄二郎 民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件 <u>裁判官（代行）東山裕実</u> <u>(職務代行発令)</u> 刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。） 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法</p>
--	--

<p>違反事件</p> <p>(9) 佐野簡易裁判所</p> <p>裁判官 渡邊眞司 <u>(京都簡裁へ)</u></p> <p>民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p>裁判官(代行) 福田人美 刑事正式裁判事件(公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。) 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>(中略)</p> <p>第 6 編 司法行政事務の代理順序 (司法行政事務の代理) 第 54 条 所長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>5 大阪簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。 第1順位 裁判官 寺田俊弘 第2順位 裁判官 講武高行</p> <p>(中略)</p> <p>8 東大阪簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者は、次のとおりとする。 裁判官 新屋眞宏</p> <p>9 枚方簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。 裁判官 小川正照</p>	<p>違反事件</p> <p>(9) 佐野簡易裁判所</p> <p>裁判官 三瀬英祐 <u>(大阪簡裁から)</u></p> <p>民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p>裁判官(代行) 福田人美 刑事正式裁判事件(公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。) 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>(中略)</p> <p>第 6 編 司法行政事務の代理順序 (司法行政事務の代理) 第 54 条 所長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>5 大阪簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。 第1順位 裁判官 新屋眞宏 第2順位 裁判官 講武高行</p> <p>(中略)</p> <p>8 東大阪簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者は、次のとおりとする。 裁判官 山田正人</p> <p>9 枚方簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。 裁判官 岡田幹雄</p>
--	---

(中略)	<p><u>(中略)</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年3月25日から施行する。</u></p>
------	---

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和5年3月2日諮問)

(令和5年3月31日実施)

現 行	変 更 後
第 4 編 支 部	第 4 編 支 部
(中略)	(中略)
第2章 岸 和 田 支 部	第2章 岸 和 田 支 部
(裁判事務の分配)	(裁判事務の分配)
第28条 岸和田支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。	第28条 岸和田支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。
(中略)	(中略)
<u>裁 判 官 今 野 藍</u> <u>(大阪地裁へ)</u>	
(4月1日付で大阪国税不服審判所へ)	
民事訴訟事件（再審請求事件を含む。） の31分の9 同時廃止事件を除く破産事件の全部 小規模個人再生事件及び給与所得者等 再生事件を除く再生事件の全部 会社更生事件、会社整理事件及び特別 清算事件の全部 民事保全事件（特定電気通信役務提供 者の損害賠償責任の制限及び発信者情 報の開示に関する法律（平成13年法 律第137号）第4章に定める発信者 情報開示命令事件並びにそれに付随す る提供命令事件及び消去禁止命令事件 を含む。）の4分の1 保全異議及び保全取消事件の4分の1 人身保護事件の4分の1 訴えの提起前における証拠収集の処分 申立事件の4分の1 令状事件の8分の2 商事非訟事件（過料事件を除く。）	民事訴訟事件（再審請求事件を含む。） の31分の9 同時廃止事件を除く破産事件の全部 小規模個人再生事件及び給与所得者等 再生事件を除く再生事件の全部 会社更生事件、会社整理事件及び特別 清算事件の全部 民事保全事件（特定電気通信役務提供 者の損害賠償責任の制限及び発信者情 報の開示に関する法律（平成13年法 律第137号）第4章に定める発信者 情報開示命令事件並びにそれに付隨す る提供命令事件及び消去禁止命令事件 を含む。）の4分の1 保全異議及び保全取消事件の4分の1 人身保護事件の4分の1 訴えの提起前における証拠収集の処分 申立事件の4分の1 令状事件の8分の2 商事非訟事件（過料事件を除く。）

(中略)	(中略)
(第5編(管内簡易裁判所) 第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項)	(第5編(管内簡易裁判所) 第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項)
別表5	別表5
大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割	大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割
第1 民事公判係 第1係(月水金) 裁判官 谷野淳 (大竹・広島簡裁へ) 〃 藤田康夫	第1 民事公判係 第1係(月水金) 〃 藤田康夫
(中略)	(中略)
	<u>附 則</u> <u>この規程は、令和5年3月31日から施行する。</u>

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和5年3月2日諮問)

(令和5年4月1日実施)

現 行	変 更 後
(第2編(本庁民事部) 第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略) 第1民事部(保全部)(毎日) 裁判官 井上直哉 〃 三宅知三郎 〃 太田多恵	(第2編(本庁民事部) 第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略) 第1民事部(保全部)(毎日) 裁判官 井上直哉 〃 三宅知三郎 〃 太田多恵 〃 仲井葉月 <u>(岡山地裁倉敷支部から)</u> 〃 島崎乃奈 <u>(新潟家裁高田支部から)</u> 〃 関堯熙 <u>(第7民事部から)</u> 〃 宮原翔子 <u>(札幌地裁から)</u> 〃 鈴村悠恭 <u>(第24民事部から)</u> 〃 植村一仁 <u>(第5民事部から)</u> 〃 林奈桜 〃 丸林裕矢 〃 永田雄一 〃 浜崎俊文 〃 森文弥 <u>(第2民事部へ)</u> 〃 中川和俊 〃 橋本康平 第2民事部(租税・行政部)(月火水金) 裁判官 森鍵一 <u>(第14民事部へ)</u> 〃 日比野幹 <u>(津地裁四日市支部へ)</u>

<p>田辺 晓志</p> <p>立仙 早矢</p> <p>第3民事部（普通部）（月火木金）</p> <p>裁判官 林 潤</p> <p><u>小河 好美</u> (神戸家裁へ)</p> <p><u>棚橋 知子</u></p> <p><u>吉田 開</u> (第7刑事部へ)</p> <p><u>吉田 純</u></p> <p>第4民事部（商事部）（毎日）</p> <p>裁判官 谷村 武則</p> <p><u>小川 紀代子</u> (大阪法務局へ)</p> <p>三重野 真人</p> <p>竹田 泰樹</p> <p>第5民事部（労働部）（毎日）</p> <p>裁判官 横田 昌紀</p> <p><u>窪田 俊秀</u> (鹿児島地裁へ)</p> <p><u>佐々木 隆憲</u> (高知地裁へ)</p> <p>長谷川 武久</p> <p>岩崎 雄亮</p> <p>岩佐 圭祐</p> <p><u>植村 一仁</u> (第1民事部へ)</p> <p><u>藤村 享司</u> (最高裁家庭局付へ)</p> <p>第6民事部（倒産部）（毎日）</p> <p>裁判官 中山 誠一</p> <p><u>松永 晋介</u> (長崎地裁へ)</p> <p>小川 貴寛</p>	<p>田辺 晓志</p> <p><u>森 文弥</u> (第1民事部から)</p> <p>立仙 早矢</p> <p>第3民事部（普通部）（月火木金）</p> <p>裁判官 林 潤</p> <p><u>神田 温子</u> (宮崎家裁から)</p> <p><u>棚橋 知子</u></p> <p>吉田 純</p> <p>第4民事部（商事部）（毎日）</p> <p>裁判官 谷村 武則</p> <p>三重野 真人</p> <p><u>黒田 吉人</u> (富山地裁高岡支部から)</p> <p>竹田 泰樹</p> <p>第5民事部（労働部）（毎日）</p> <p>裁判官 横田 昌紀</p> <p><u>尾河 吉久</u> (鳥取地裁米子支部から)</p> <p><u>蒲田 祐一</u> (奈良家裁葛城支部から)</p> <p>長谷川 武久</p> <p><u>山中 洋美</u> (鳥取家裁米子支部から)</p> <p>岩崎 雄亮</p> <p>岩佐 圭祐</p> <p><u>岡野 慎也</u> (司法研修所付から)</p> <p>第6民事部（倒産部）（毎日）</p> <p>裁判官 中山 誠一</p> <p><u>吉澤 邦和</u> (横浜家裁から)</p> <p>小川 貴寛</p>
--	---

<p><u>金川 誠</u> (神戸地裁へ)</p> <p><u>藤田 洋祐</u> (広島家裁福山支部へ)</p> <p>第7民事部(租税・行政部)(月火木金)</p> <p>裁判官 徳地 淳 新宮智之 太田章子 関堯熙 (第1民事部へ)</p> <p>第8民事部(普通部)(月水木金)</p> <p>裁判官 中尾 彰 松本明子 神永暁 數野拓輝 (第6刑事部へ)</p> <p>第9民事部(普通部)(火水木金)</p> <p>裁判官 達野ゆき 相澤千尋 (広島家裁へ)</p> <p>伊藤拓也 林村優雅 (第9刑事部へ)</p> <p>黒川真吾</p> <p>第10民事部(建築・調停部)(毎日)</p> <p>裁判官 中川博文 和田将紀 (宮崎地裁延岡支部へ)</p> <p>鈴木雅久 (兼)永田雄一 橋本悠子</p> <p>第11民事部(普通部)(月水木金)</p> <p>裁判官 土井文美 石原和孝 奥田達生 小島務 (横浜地裁へ)</p> <p>宮澤裕登</p>	<p><u>金 洪周</u> (第14民事部から)</p> <p><u>山本 健太</u> (津地裁から)</p> <p>第7民事部(租税・行政部)(月火木金)</p> <p>裁判官 徳地 淳 新宮智之 太田章子 牛濱裕輝 (広島地裁福山支部から)</p> <p>第8民事部(普通部)(月水木金)</p> <p>裁判官 中尾 彰 松本明子 神永暁 (兼)數野拓輝 (兼務発令) 枚田雅樹 (第7刑事部から)</p> <p>第9民事部(普通部)(火水木金)</p> <p>裁判官 達野ゆき 古賀英武 (宮崎地裁都城支部から)</p> <p>伊藤拓也 黒川真吾</p> <p>第10民事部(建築・調停部)(毎日)</p> <p>裁判官 中川博文 安木進 (宮崎地裁から)</p> <p>鈴木雅久 (兼)永田雄一 橋本悠子</p> <p>第11民事部(普通部)(月水木金)</p> <p>裁判官 土井文美 石原和孝 奥田達生 宮澤裕登</p>
---	---

第12民事部（普通部）（月火水金）	第12民事部（普通部）（月火水金）
裁判官 小田真治	裁判官 小田真治
// 佐藤文子 (大津地裁長浜支部へ)	// 木山智之 (岡山家裁倉敷支部から)
// 鷺坂計知 (秋田地裁能代支部へ)	// 大谷智彦 (最高裁総務局付から)
// 柏木桃子 (さいたま家裁川越支部へ)	// 伊藤佳子 (第2刑事部から)
第13民事部（普通部）（火水木金）	第13民事部（普通部）（火水木金）
裁判官 松本明敏	裁判官 成田晋司
// (東京高裁へ)	// (東京地裁から)
// (代行) 柴田義人 (職務代行解消)	// 柴田義人 (大阪高裁から)
// 伊澤大介	// 伊澤大介
// (兼) 中川和俊	// (兼) 中川和俊
// 櫻井雅典 (東京地裁立川支部へ)	// 豊田高史 (第9刑事部から)
第14民事部（執行部）（毎日）	第14民事部（執行部）（毎日）
裁判官 金地香枝 (国税不服審判所へ)	裁判官 森鍵一 (第2民事部から)
// 相澤聰 (広島法務局へ)	// 野上誠一 (松山地裁西条支部から)
// 金洪周 (第6民事部へ)	// 松本幸奈 (岡山家裁津山支部から)
// 秋本円香	// 秋本円香 (福井地裁から)
第15民事部（交通部）（毎日）	第15民事部（交通部）（毎日）
裁判官 武田瑞佳	裁判官 武田瑞佳
// 島田正人 (大津地裁へ)	// 中武由紀
// 中武由紀	// 中嶋謙英 (長崎地裁大村支部から)
// 溝口優 (岡山地裁へ)	
// 久保貴紀 (神戸地裁尼崎支部へ)	
// 安井龍明	// 安井龍明
// 木戸口恒成	// 那波郁香 (和歌山地裁新宮支部から)
	// 木戸口恒成

<p>藤田一真 <u>(さいたま家裁熊谷支部へ)</u></p> <p>林憲太朗 第16民事部(普通部)(月水木金)</p> <p>裁判官 石丸将利 <u>堀部麻記子</u> <u>(和歌山地裁へ)</u></p> <p>村上貴昭 武藤遼 第17民事部(医事部)(月火水木)</p> <p>裁判官 德増誠一 葛西功洋 <u>井上結美子</u> <u>(大分地裁中津支部へ)</u></p> <p>西田篤史 <u>(宮崎地裁へ)</u></p> <p>第18民事部(普通部)(月火水金)</p> <p>裁判官 横田典子 <u>(第2民事部へ)</u></p> <p>玉田雅義 中山周子 <u>(福岡家裁飯塚支部へ)</u></p> <p>比舍昌志 第19民事部(医事部)(毎日)</p> <p>裁判官 田口治美 <u>(東京家裁へ)</u></p> <p>能宗美和 小川貴裕 小西池 将 第20民事部(医事部)(月火水金)</p> <p>裁判官 富上智子 長谷川利明 植田裕紀久 大西康平 <u>(神戸地裁姫路支部へ)</u></p>	<p>高橋憲太 <u>(最高裁家庭局付から)</u></p> <p>横井千穂 <u>(札幌家裁小樽支部から)</u></p> <p>林憲太朗 第16民事部(普通部)(月水木金)</p> <p>裁判官 石丸将利 <u>鈴木千恵子</u> <u>(千葉地裁佐倉支部から)</u></p> <p>村上貴昭 武藤遼 第17民事部(医事部)(月火水木)</p> <p>裁判官 德増誠一 葛西功洋 <u>皆川更</u> <u>(岡山家裁から)</u></p> <p>手嶋悠生 <u>(前橋地裁から)</u></p> <p>第18民事部(普通部)(月火水金)</p> <p>裁判官 宮崎朋紀 <u>(大阪高裁から)</u></p> <p>長丈博 <u>(大分地裁日田支部から)</u></p> <p>玉田雅義 比舍昌志 第19民事部(医事部)(毎日)</p> <p>裁判官 大森直哉 <u>(大阪高裁から)</u></p> <p>能宗美和 小川貴裕 小西池 将 第20民事部(医事部)(月火水金)</p> <p>裁判官 富上智子 長谷川利明 植田裕紀久 若松達郎</p>
--	--

		(金沢地裁から)
第 2 1 民事部 (知的財産権部) (火木)		
裁判官 武宮英子		
// 杉浦一輝		
(山口地裁宇部支部へ)		
// (兼) 布目真利子		
(兼務解消)		
// 峯健一郎		
第 2 2 民事部 (普通部) (火水木金)		
裁判官 松本展幸		
// 直江泰輝		
// 坂川波奈子		
(神戸地裁豊岡支部へ)		
// 加藤雄大		
第 2 3 民事部 (普通部) (月火水木)		
裁判官 西岡繁靖		
// 芝田由平		
// 河野申二郎		
(名古屋地裁へ)		
// 上田郁也		
(第 1 3 刑事部へ)		
// 堀田らな		
第 2 4 民事部 (普通部) (月火木金)		
裁判官 池上尚子		
(大阪高裁へ)		
// 山口敦士		
// 鈴木基之		
(宮崎家裁へ)		
// 鈴村悠恭		
(第 1 民事部へ)		
// 田崎里歩		
第 2 5 民事部 (普通部) (火水木金)		
裁判官 小川嘉基		
// 宮崎純一郎		
// 岸田二郎		
第 2 6 民事部 (知的財産権部) (月木)		
裁判官 松阿彌隆		
// (兼) 杉浦一輝		
		(福岡家裁から)
第 2 1 民事部 (知的財産権部) (火木)		
裁判官 武宮英子		
// 阿波野右起		
(兼) 島田美喜子		
(兼務発令)		
// 峯健一郎		
第 2 2 民事部 (普通部) (火水木金)		
裁判官 松本展幸		
// 直江泰輝		
// 寺田幸平		
(大津地裁長浜支部から)		
// 加藤雄大		
第 2 3 民事部 (普通部) (月火水木)		
裁判官 西岡繁靖		
// 芝田由平		
// 黒田香		
(富山地裁から)		
		堀田らな
第 2 4 民事部 (普通部) (月火木金)		
裁判官 野村武範		
(東京地裁から)		
// 山口敦士		
		山中耕一
		(松江家裁から)
		田崎里歩
第 2 5 民事部 (普通部) (火水木金)		
裁判官 小川嘉基		
// 宮崎純一郎		
// 岸田二郎		
// 北岡佑太		
(第 1 3 刑事部から)		
第 2 6 民事部 (知的財産権部) (月木)		
裁判官 松阿彌隆		
// 島田美喜子		

<p style="text-align: center;">(兼務解消)</p> <p><u>布 目 真利子</u></p> <p>(名古屋地裁豊橋支部へ)</p> <p><u>（兼）峯 健一郎</u></p> <p>(中略)</p> <p>(第3編 (本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3</p> <p style="text-align: center;">裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>第1刑事部 (普通部) (毎日)</p> <table border="0"> <tr><td>裁 判 官</td><td>加 藤 阳</td></tr> <tr><td>〃</td><td>大久保 優子</td></tr> <tr><td>〃</td><td>小 草 啓 紀</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(第10刑事部へ)</p> <p><u>（兼）土肥 大致</u></p> <p>第2刑事部 (普通部) (毎日)</p> <table border="0"> <tr><td>裁 判 官</td><td>西 川 篤志</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(大阪高裁へ)</td></tr> <tr><td>〃</td><td>久 福 博一</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(名古屋地裁へ)</td></tr> </table> <p><u>（兼）伊 藤 佳 子</u></p> <p style="text-align: center;">(第12民事部へ)</p> <p>第3刑事部 (普通部) (毎日)</p> <table border="0"> <tr><td>裁 判 官</td><td>御 山 真理子</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(大津家裁彦根支部へ)</td></tr> <tr><td>〃</td><td>千 葉 康一</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(大津家裁彦根支部へ)</td></tr> <tr><td>〃</td><td>定 松 祐太朗</td></tr> </table> <p>第4刑事部 (普通部) (毎日)</p> <table border="0"> <tr><td>裁 判 官</td><td>内 藤 裕 之</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 大久保 優子</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 小 草 啓 紀</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(兼務解消)</p>	裁 判 官	加 藤 阳	〃	大久保 優子	〃	小 草 啓 紀	裁 判 官	西 川 篤志	(大阪高裁へ)		〃	久 福 博一	(名古屋地裁へ)		裁 判 官	御 山 真理子	(大津家裁彦根支部へ)		〃	千 葉 康一	(大津家裁彦根支部へ)		〃	定 松 祐太朗	裁 判 官	内 藤 裕 之	〃	(兼) 大久保 優子	〃	(兼) 小 草 啓 紀	<p style="text-align: center;">(神戸地裁尼崎支部から)</p> <p><u>（兼）阿波野 右起</u></p> <p style="text-align: center;">(兼務発令)</p> <p><u>（兼）峯 健一郎</u></p> <p>(中略)</p> <p>(第3編 (本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3</p> <p style="text-align: center;">裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>第1刑事部 (普通部) (毎日)</p> <table border="0"> <tr><td>裁 判 官</td><td>加 藤 阳</td></tr> <tr><td>〃</td><td>大久保 優子</td></tr> <tr><td>〃</td><td>土 育 大致</td></tr> </table> <p>第2刑事部 (普通部) (毎日)</p> <table border="0"> <tr><td>裁 判 官</td><td>近 道 晓 郎</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(高松地裁から)</td></tr> <tr><td>〃</td><td>金 友 宏 平</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(第10刑事部から)</td></tr> <tr><td>〃</td><td>長 谷 川 豪</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(宇都宮地裁から)</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 伊 藤 佳 子</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(兼務発令)</p> <p>第3刑事部 (普通部) (毎日)</p> <table border="0"> <tr><td>裁 判 官</td><td>御 山 真理子</td></tr> <tr><td>〃</td><td>辻 井 由 雅</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(広島地裁から)</td></tr> <tr><td>〃</td><td>定 松 祐太朗</td></tr> </table> <p>第4刑事部 (普通部) (毎日)</p> <table border="0"> <tr><td>裁 判 官</td><td>内 藤 裕 之</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 大久保 優子</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 土 育 大致</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(兼務発令)</p>	裁 判 官	加 藤 阳	〃	大久保 優子	〃	土 育 大致	裁 判 官	近 道 晓 郎	(高松地裁から)		〃	金 友 宏 平	(第10刑事部から)		〃	長 谷 川 豪	(宇都宮地裁から)		〃	(兼) 伊 藤 佳 子	裁 判 官	御 山 真理子	〃	辻 井 由 雅	(広島地裁から)		〃	定 松 祐太朗	裁 判 官	内 藤 裕 之	〃	(兼) 大久保 優子	〃	(兼) 土 育 大致
裁 判 官	加 藤 阳																																																																
〃	大久保 優子																																																																
〃	小 草 啓 紀																																																																
裁 判 官	西 川 篤志																																																																
(大阪高裁へ)																																																																	
〃	久 福 博一																																																																
(名古屋地裁へ)																																																																	
裁 判 官	御 山 真理子																																																																
(大津家裁彦根支部へ)																																																																	
〃	千 葉 康一																																																																
(大津家裁彦根支部へ)																																																																	
〃	定 松 祐太朗																																																																
裁 判 官	内 藤 裕 之																																																																
〃	(兼) 大久保 優子																																																																
〃	(兼) 小 草 啓 紀																																																																
裁 判 官	加 藤 阳																																																																
〃	大久保 優子																																																																
〃	土 育 大致																																																																
裁 判 官	近 道 晓 郎																																																																
(高松地裁から)																																																																	
〃	金 友 宏 平																																																																
(第10刑事部から)																																																																	
〃	長 谷 川 豪																																																																
(宇都宮地裁から)																																																																	
〃	(兼) 伊 藤 佳 子																																																																
裁 判 官	御 山 真理子																																																																
〃	辻 井 由 雅																																																																
(広島地裁から)																																																																	
〃	定 松 祐太朗																																																																
裁 判 官	内 藤 裕 之																																																																
〃	(兼) 大久保 優子																																																																
〃	(兼) 土 育 大致																																																																

(中略)	(中略)
第6刑事部（普通部）（毎日）	第6刑事部（普通部）（毎日）
裁判官 大寄 淳 （大阪高裁へ）	裁判官 山田 裕文 （大阪高裁から）
// 安福 幸江	// 安福 幸江
// 広嶋 玲哉 （千葉地裁松戸支部へ）	// 篠野 拓輝 （第8民事部から）
第7刑事部（普通部）（毎日）	第7刑事部（普通部）（毎日）
裁判官 佐藤 弘規 （東京高裁へ）	裁判官 三村 三緒 （広島地裁から）
// 松本 英男	// 松本 英男
// （兼）今泉 颯太 （兼務解消）	
// 枝田 雅樹 （第8民事部へ）	// 吉田 開 （第3民事部から）
第8刑事部（普通部）（毎日）	第8刑事部（普通部）（毎日）
裁判官 田中伸一	裁判官 田中伸一
// 本村 曜宏 （岡山地裁へ）	// 角田 康洋 （宮崎地裁から）
// 安曇 大智	// 安曇 大智
第9刑事部（普通部）（毎日）	第9刑事部（普通部）（毎日）
裁判官 矢野直邦	裁判官 矢野直邦
// 行方 美和	// 行方 美和
// 豊田 高史 （第13民事部へ）	// 林村 優雅 （第9民事部から）
第10刑事部（令状部）（毎日）	第10刑事部（令状部）（毎日）
裁判官 長瀬 敬昭	裁判官 長瀬 敬昭
// 後藤 有己 （広島地裁へ）	// 増尾 崇 （司法研修所から）
// 設樂 大輔 （第13刑事部へ）	// 湯川 亮 （第14刑事部から）
// 金友 宏平 （第2刑事部へ）	// 中井 太朗 （広島地裁吳支部から）
	// 青木 勇人 （静岡地裁沼津支部から）
	// 丸谷 昂資 （弁護士職から）
	// 奥野 育美 （名古屋地裁から）

	小草 啓紀 <u>(第1刑事部から)</u>
	岡野 哲郎 <u>(第14刑事部から)</u>
〃 森田 千尋	森田 千尋
〃 山田 明日香	山田 明日香
〃 伊藤 佑貴	伊藤 佑貴
〃 水谷 翔	水谷 翔
〃 青木 崇史 <u>(長野地裁諏訪支部へ)</u>	
〃 安藤 誠 <u>(宮崎地裁へ)</u>	
〃 薦田 淳平	薦田 淳平
〃 竹本 真梨子 <u>(静岡家裁浜松支部へ)</u>	
第11刑事部(普通部) (毎日)	第11刑事部(普通部) (毎日)
裁判官 (兼) 内藤 裕之	裁判官 (兼) 内藤 裕之
〃 (兼) 大久保 優子	〃 (兼) 大久保 優子
〃 (兼) 小草 啓紀 <u>(兼務解消)</u>	〃 (兼) 土肥 大致 <u>(兼務発令)</u>
第12刑事部(租税部) (毎日)	第12刑事部(租税部) (毎日)
裁判官 渡部 市郎	裁判官 渡部 市郎
〃 梶川 匠志	〃 梶川 匠志
〃 中山 知 <u>(福岡地裁田川支部へ)</u>	〃 岩崎 貴彦 <u>(千葉地裁から)</u>
〃 今泉 鳩太	〃 今泉 鳩太
〃 (兼) 枚田 雅樹 <u>(兼務解消)</u>	〃 (兼) 枚田 雅樹 <u>(兼務発令)</u>
第13刑事部(普通部) (毎日)	第13刑事部(普通部) (毎日)
裁判官 岩崎 邦生	裁判官 岩崎 邦生
〃 梅澤 利昭 <u>(富山地裁へ)</u>	〃 設樂 大輔 <u>(第10刑事部から)</u>
〃 北岡 佑太 <u>(第25民事部へ)</u>	〃 上田 郁也 <u>(第23民事部から)</u>
第14刑事部(普通部) (毎日)	第14刑事部(普通部) (毎日)
裁判官 坂口 裕俊	裁判官 坂口 裕俊
〃 湯川 亮 <u>(第10刑事部へ)</u>	〃 倉成 章 <u>(岡山地裁から)</u>
〃 岡野 哲郎 <u>(第10刑事部へ)</u>	

<p>上 寺 紗也佳 第15刑事部（普通部）（毎日）</p> <table border="0"> <tr><td>裁 判 官</td><td>末 弘 陽 一</td></tr> <tr><td>〃</td><td>三 澤 節 史</td></tr> <tr><td>〃</td><td>高 橋 里 奈</td></tr> <tr><td>〃</td><td>小 澤 光</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(青森地裁へ)</td></tr> <tr><td>〃</td><td>高 矢 輝 乃</td></tr> </table> <p>(中略)</p> <p>第 4 編 支 部</p> <p>第1章 堺 支 部</p> <p>(裁判官の配置)</p> <p>第24条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。</p> <p>第1民事部A</p> <table border="0"> <tr><td>裁 判 官</td><td>野 田 恵 司</td></tr> <tr><td>〃</td><td>藤 野 美 子</td></tr> <tr><td>〃</td><td>蛯 名 日奈子</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(大阪高裁へ)</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 國 分 綾</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 湯 浅 徳 恵</td></tr> <tr><td>〃</td><td>浅 井 翼</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(広島家裁へ)</td></tr> </table> <p>第1民事部B</p> <table border="0"> <tr><td>裁 判 官</td><td>(兼) 木 太 伸 広</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 藤 野 美 子</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 蛯 名 日奈子</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(兼務解消)</td></tr> <tr><td>〃</td><td>國 分 綾</td></tr> <tr><td>〃</td><td>湯 浅 徳 恵</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 琴 岡 佳 美</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 本 田 真理子</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 柄 部 泰 宏</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(兼務解消)</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 山 根 直 輝</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 浅 井 翼</td></tr> </table>	裁 判 官	末 弘 陽 一	〃	三 澤 節 史	〃	高 橋 里 奈	〃	小 澤 光	(青森地裁へ)		〃	高 矢 輝 乃	裁 判 官	野 田 恵 司	〃	藤 野 美 子	〃	蛯 名 日奈子	(大阪高裁へ)		〃	(兼) 國 分 綾	〃	(兼) 湯 浅 徳 恵	〃	浅 井 翼	(広島家裁へ)		裁 判 官	(兼) 木 太 伸 広	〃	(兼) 藤 野 美 子	〃	(兼) 蛯 名 日奈子	(兼務解消)		〃	國 分 綾	〃	湯 浅 徳 恵	〃	(兼) 琴 岡 佳 美	〃	(兼) 本 田 真理子	〃	(兼) 柄 部 泰 宏	(兼務解消)		〃	(兼) 山 根 直 輝	〃	(兼) 浅 井 翼	<p>上 寺 紗也佳 第15刑事部（普通部）（毎日）</p> <table border="0"> <tr><td>裁 判 官</td><td>末 弘 陽 一</td></tr> <tr><td>〃</td><td>三 澤 節 史</td></tr> <tr><td>〃</td><td>高 橋 里 奈</td></tr> <tr><td>〃</td><td>高 矢 輝 乃</td></tr> </table> <p>(中略)</p> <p>第 4 編 支 部</p> <p>第1章 堺 支 部</p> <p>(裁判官の配置)</p> <p>第24条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。</p> <p>第1民事部A</p> <table border="0"> <tr><td>裁 判 官</td><td>野 田 恵 司</td></tr> <tr><td>〃</td><td>藤 野 美 子</td></tr> <tr><td>〃</td><td>真 田 尚 美</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(名古屋高裁から)</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 國 分 綾</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 湯 浅 徳 恵</td></tr> <tr><td>〃</td><td>嶋 本 有里子</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(さいたま地裁から)</td></tr> </table> <p>第1民事部B</p> <table border="0"> <tr><td>裁 判 官</td><td>(兼) 木 太 伸 広</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 藤 野 美 子</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 真 田 尚 美</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(兼務発令)</td></tr> <tr><td>〃</td><td>國 分 綾</td></tr> <tr><td>〃</td><td>湯 浅 徳 恵</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 琴 岡 佳 美</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 本 田 真理子</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 嶋 本 有里子</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(兼務発令)</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 山 根 直 輝</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 奥 野 佑 麻</td></tr> </table>	裁 判 官	末 弘 陽 一	〃	三 澤 節 史	〃	高 橋 里 奈	〃	高 矢 輝 乃	裁 判 官	野 田 恵 司	〃	藤 野 美 子	〃	真 田 尚 美	(名古屋高裁から)		〃	(兼) 國 分 綾	〃	(兼) 湯 浅 徳 恵	〃	嶋 本 有里子	(さいたま地裁から)		裁 判 官	(兼) 木 太 伸 広	〃	(兼) 藤 野 美 子	〃	(兼) 真 田 尚 美	(兼務発令)		〃	國 分 綾	〃	湯 浅 徳 恵	〃	(兼) 琴 岡 佳 美	〃	(兼) 本 田 真理子	〃	(兼) 嶋 本 有里子	(兼務発令)		〃	(兼) 山 根 直 輝	〃	(兼) 奥 野 佑 麻
裁 判 官	末 弘 陽 一																																																																																																				
〃	三 澤 節 史																																																																																																				
〃	高 橋 里 奈																																																																																																				
〃	小 澤 光																																																																																																				
(青森地裁へ)																																																																																																					
〃	高 矢 輝 乃																																																																																																				
裁 判 官	野 田 恵 司																																																																																																				
〃	藤 野 美 子																																																																																																				
〃	蛯 名 日奈子																																																																																																				
(大阪高裁へ)																																																																																																					
〃	(兼) 國 分 綾																																																																																																				
〃	(兼) 湯 浅 徳 恵																																																																																																				
〃	浅 井 翼																																																																																																				
(広島家裁へ)																																																																																																					
裁 判 官	(兼) 木 太 伸 広																																																																																																				
〃	(兼) 藤 野 美 子																																																																																																				
〃	(兼) 蛯 名 日奈子																																																																																																				
(兼務解消)																																																																																																					
〃	國 分 綾																																																																																																				
〃	湯 浅 徳 恵																																																																																																				
〃	(兼) 琴 岡 佳 美																																																																																																				
〃	(兼) 本 田 真理子																																																																																																				
〃	(兼) 柄 部 泰 宏																																																																																																				
(兼務解消)																																																																																																					
〃	(兼) 山 根 直 輝																																																																																																				
〃	(兼) 浅 井 翼																																																																																																				
裁 判 官	末 弘 陽 一																																																																																																				
〃	三 澤 節 史																																																																																																				
〃	高 橋 里 奈																																																																																																				
〃	高 矢 輝 乃																																																																																																				
裁 判 官	野 田 恵 司																																																																																																				
〃	藤 野 美 子																																																																																																				
〃	真 田 尚 美																																																																																																				
(名古屋高裁から)																																																																																																					
〃	(兼) 國 分 綾																																																																																																				
〃	(兼) 湯 浅 徳 恵																																																																																																				
〃	嶋 本 有里子																																																																																																				
(さいたま地裁から)																																																																																																					
裁 判 官	(兼) 木 太 伸 広																																																																																																				
〃	(兼) 藤 野 美 子																																																																																																				
〃	(兼) 真 田 尚 美																																																																																																				
(兼務発令)																																																																																																					
〃	國 分 綾																																																																																																				
〃	湯 浅 徳 恵																																																																																																				
〃	(兼) 琴 岡 佳 美																																																																																																				
〃	(兼) 本 田 真理子																																																																																																				
〃	(兼) 嶋 本 有里子																																																																																																				
(兼務発令)																																																																																																					
〃	(兼) 山 根 直 輝																																																																																																				
〃	(兼) 奥 野 佑 麻																																																																																																				

<p style="text-align: center;">(兼務解消)</p> <p>〃 (兼) 竹内 大明 〃 (兼) 西谷 大吾 〃 (兼) 鏡川 省吾</p> <p style="text-align: center;">(兼務解消)</p> <p>(中略)</p> <p>第2刑事部</p> <table border="0"> <tr><td>裁 判 官</td><td>荒木 未佳</td></tr> <tr><td>〃</td><td>西谷 大吾</td></tr> <tr><td>〃</td><td>鏡川 省吾</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(佐賀地裁唐津支部へ)</td></tr> <tr><td>〃</td><td>柿部 泰宏</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(東京地裁へ)</td></tr> </table> <p>部に属しない裁判官</p> <table border="0"> <tr><td>裁 判 官</td><td>惣脇 美奈子</td></tr> <tr><td>〃</td><td>安部 朋美</td></tr> <tr><td>〃</td><td>池田 美樹子</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(東京地裁へ)</td></tr> <tr><td>〃</td><td>今野 智紀</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(和歌山地裁へ)</td></tr> <tr><td>〃</td><td>関 泰士</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(東京地裁へ)</td></tr> <tr><td>〃</td><td>塚上 公裕</td></tr> </table> <p>(中略)</p> <p>第2章 岸和田支部</p> <p>(裁判事務の分配)</p> <p>第28条 岸和田支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p> <p>裁判官 井上 一成 他の裁判官の担当する事件を除くその余の民事事件及び非訟事件</p>	裁 判 官	荒木 未佳	〃	西谷 大吾	〃	鏡川 省吾	(佐賀地裁唐津支部へ)		〃	柿部 泰宏	(東京地裁へ)		裁 判 官	惣脇 美奈子	〃	安部 朋美	〃	池田 美樹子	(東京地裁へ)		〃	今野 智紀	(和歌山地裁へ)		〃	関 泰士	(東京地裁へ)		〃	塚上 公裕	<p style="text-align: center;">(兼務発令)</p> <p>〃 (兼) 竹内 大明 〃 (兼) 西谷 大吾 〃 (兼) 山田 裕章</p> <p style="text-align: center;">(兼務発令)</p> <p>(中略)</p> <p>第2刑事部</p> <table border="0"> <tr><td>裁 判 官</td><td>荒木 未佳</td></tr> <tr><td>〃</td><td>西谷 大吾</td></tr> <tr><td>〃</td><td>山田 裕章</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(横浜地裁から)</td></tr> <tr><td>〃</td><td>奥野 佑麻</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(岐阜地裁から)</td></tr> </table> <p>部に属しない裁判官</p> <table border="0"> <tr><td>裁 判 官</td><td>惣脇 美奈子</td></tr> <tr><td>〃</td><td>大場 めぐみ</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(大阪高裁から)</td></tr> <tr><td>〃</td><td>安部 朋美</td></tr> <tr><td>〃</td><td>吉澤 晓子</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(横浜地裁から)</td></tr> </table> <table border="0"> <tr><td>〃</td><td>塚上 公裕</td></tr> <tr><td>〃</td><td>平井 美衣瑠</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(中央労働委員会から)</td></tr> </table> <p>(中略)</p> <p>第2章 岸和田支部</p> <p>(裁判事務の分配)</p> <p>第28条 岸和田支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p> <p>裁判官 井上 一成 他の裁判官の担当する事件を除くその余の民事事件及び非訟事件</p>	裁 判 官	荒木 未佳	〃	西谷 大吾	〃	山田 裕章	(横浜地裁から)		〃	奥野 佑麻	(岐阜地裁から)		裁 判 官	惣脇 美奈子	〃	大場 めぐみ	(大阪高裁から)		〃	安部 朋美	〃	吉澤 晓子	(横浜地裁から)		〃	塚上 公裕	〃	平井 美衣瑠	(中央労働委員会から)	
裁 判 官	荒木 未佳																																																												
〃	西谷 大吾																																																												
〃	鏡川 省吾																																																												
(佐賀地裁唐津支部へ)																																																													
〃	柿部 泰宏																																																												
(東京地裁へ)																																																													
裁 判 官	惣脇 美奈子																																																												
〃	安部 朋美																																																												
〃	池田 美樹子																																																												
(東京地裁へ)																																																													
〃	今野 智紀																																																												
(和歌山地裁へ)																																																													
〃	関 泰士																																																												
(東京地裁へ)																																																													
〃	塚上 公裕																																																												
裁 判 官	荒木 未佳																																																												
〃	西谷 大吾																																																												
〃	山田 裕章																																																												
(横浜地裁から)																																																													
〃	奥野 佑麻																																																												
(岐阜地裁から)																																																													
裁 判 官	惣脇 美奈子																																																												
〃	大場 めぐみ																																																												
(大阪高裁から)																																																													
〃	安部 朋美																																																												
〃	吉澤 晓子																																																												
(横浜地裁から)																																																													
〃	塚上 公裕																																																												
〃	平井 美衣瑠																																																												
(中央労働委員会から)																																																													

<p>裁判官 寺田 悠亮</p> <p>刑事公判事件（再審請求事件を含む。）の2分の1</p> <p>第1回公判期日前の勾留に関する処分事件の2分の1</p> <p>医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の1</p> <p>更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務の2分の1</p> <p>前記事件のほか、他の裁判官の担当する事件を除くその余の刑事事件</p> <p>破産事件のうちの同時廃止事件の全部債権執行事件のうちの配当事件の全部財産開示事件及び第三者からの情報取得事件の3分の1</p> <p>起訴前の証拠保全事件及び共助事件の2分の1</p>	<p>裁判官 寺田 悠亮</p> <p>刑事公判事件（再審請求事件を含む。）の2分の1</p> <p>第1回公判期日前の勾留に関する処分事件の2分の1</p> <p>医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の1</p> <p>更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務の2分の1</p> <p>前記事件のほか、他の裁判官の担当する事件を除くその余の刑事事件</p> <p>破産事件のうちの同時廃止事件の全部債権執行事件のうちの配当事件の全部財産開示事件及び第三者からの情報取得事件の3分の1</p> <p>起訴前の証拠保全事件及び共助事件の2分の1</p> <p><u>民事非訟事件の3分の1</u></p>
<p>裁判官 佐藤 克則</p> <p>民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の31分の9</p> <p>債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の3分の1</p> <p>民事保全事件（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件を含む。）の2分の1</p> <p>保全異議及び保全取消事件の2分の1</p> <p>小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件の2分の1</p> <p>人身保護事件の4分の1</p> <p>訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1</p>	<p>裁判官 佐藤 克則</p> <p>民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の31分の9</p> <p>債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の3分の1</p> <p>民事保全事件（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件を含む。）の2分の1</p> <p>保全異議及び保全取消事件の2分の1</p> <p>小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件の2分の1</p> <p>人身保護事件の4分の1</p> <p>訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1</p>

<p>令状事件の 8 分の 2 過料事件 裁 判 官 織 田 佳 代 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。） の 3 1 分の 4 民事保全事件（特定電気通信役務提供者 の損害賠償責任の制限及び発信者情 報の開示に関する法律（平成 13 年法 律第 137 号）第 4 章に定める発信者 情報開示命令事件並びにそれに付隨す る提供命令事件及び消去禁止命令事件 を含む。）の 4 分の 1 保全異議及び保全取消事件の 4 分の 1 債権執行事件、財産開示事件及び第三 者からの情報取得事件を除く民事執行 事件の 3 分の 1 人身保護事件の 4 分の 1 訴えの提起前における証拠収集の処分 申立事件の 4 分の 1 令状事件の 8 分の 2 裁 判 官 千 葉 沙 織 刑事公判事件（再審請求事件を含む。） の 2 分の 1 第 1 回公判期日前の勾留に関する処分 事件の 2 分の 1 医療観察法第 33 条第 1 項又は第 59 条第 1 項若しくは第 2 項の申立てを受 けた地方裁判所の裁判官が行う事務の 2 分の 1 更生保護法第 52 条第 6 項の規定によ る特別遵守事項の設定又は変更に関す る求意見に係る事務の 2 分の 1 配当事件を除く債権執行事件の全部 財産開示事件及び第三者からの情報取 得事件の 3 分の 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律第 4 章に定める保護 命令申立事件、保護命令の効力停止の 申立事件及び保護命令の取消申立事件 の 3 分の 2</p>	<p>令状事件の 8 分の 2 過料事件 裁 判 官 織 田 佳 代 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。） の 3 1 分の 4 民事保全事件（特定電気通信役務提供者 の損害賠償責任の制限及び発信者情 報の開示に関する法律（平成 13 年法 律第 137 号）第 4 章に定める発信者 情報開示命令事件並びにそれに付隨す る提供命令事件及び消去禁止命令事件 を含む。）の 4 分の 1 保全異議及び保全取消事件の 4 分の 1 債権執行事件、財産開示事件及び第三 者からの情報取得事件を除く民事執行 事件の 3 分の 1 人身保護事件の 4 分の 1 訴えの提起前における証拠収集の処分 申立事件の 4 分の 1 令状事件の 8 分の 2 裁 判 官 千 葉 沙 織 刑事公判事件（再審請求事件を含む。） の 2 分の 1 第 1 回公判期日前の勾留に関する処分 事件の 2 分の 1 医療観察法第 33 条第 1 項又は第 59 条第 1 項若しくは第 2 項の申立てを受 けた地方裁判所の裁判官が行う事務の 2 分の 1 更生保護法第 52 条第 6 項の規定によ る特別遵守事項の設定又は変更に関す る求意見に係る事務の 2 分の 1 配当事件を除く債権執行事件の全部 財産開示事件及び第三者からの情報取 得事件の 3 分の 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律第 4 章に定める保護 命令申立事件、保護命令の効力停止の 申立事件及び保護命令の取消申立事件 の 3 分の 2</p>
--	--

<p>起訴前の証拠保全事件及び共助事件の 2分の1</p> <p>裁 判 官 佐 藤 志 保</p> <p>民事訴訟事件（再審請求事件を含む。） の31分の9</p> <p>債権執行事件、財産開示事件及び第三者 からの情報取得事件を除く民事執行 事件の3分の1</p> <p>小規模個人再生事件及び給与所得者 等再生事件の2分の1</p> <p>人身保護事件の4分の1</p> <p>訴えの提起前における証拠収集の処分 申立事件の4分の1</p> <p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護等に関する法律第4章に定める保 護命令申立事件、保護命令の効力停止 の申立事件及び保護命令の取消申立事 件の3分の1</p> <p>令状事件の8分の1 ([REDACTED] [REDACTED])</p> <p>民事訴訟事件（再審請求事件を含む。） の31分の9</p> <p>同時廃止事件を除く破産事件の全部</p> <p>小規模個人再生事件及び給与所得者等 再生事件を除く再生事件の全部</p> <p>会社更生事件、会社整理事件及び特別 清算事件の全部</p> <p>民事保全事件（特定電気通信役務提供 者の損害賠償責任の制限及び発信者情 報の開示に関する法律（平成13年法 律第137号）第4章に定める発信者 情報開示命令事件並びにそれに付随す る提供命令事件及び消去禁止命令事件 を含む。）の4分の1</p> <p>保全異議及び保全取消事件の4分の1</p> <p>人身保護事件の4分の1</p> <p>訴えの提起前における証拠収集の処分 申立事件の4分の1</p>	<p>起訴前の証拠保全事件及び共助事件の 2分の1</p> <p>裁 判 官 佐 藤 志 保</p> <p>民事訴訟事件（再審請求事件を含む。） の31分の9</p> <p>債権執行事件、財産開示事件及び第三者 からの情報取得事件を除く民事執行 事件の3分の1</p> <p>小規模個人再生事件及び給与所得者 等再生事件の2分の1</p> <p>人身保護事件の4分の1</p> <p>訴えの提起前における証拠収集の処分 申立事件の4分の1</p> <p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護等に関する法律第4章に定める保 護命令申立事件、保護命令の効力停止 の申立事件及び保護命令の取消申立事 件の3分の1</p> <p>令状事件の8分の1 ([REDACTED] [REDACTED])</p> <p>民事訴訟事件（再審請求事件を含む。） の31分の9</p> <p>同時廃止事件を除く破産事件の全部</p> <p>小規模個人再生事件及び給与所得者等 再生事件を除く再生事件の全部</p> <p>会社更生事件、会社整理事件及び特別 清算事件の全部</p> <p>民事保全事件（特定電気通信役務提供 者の損害賠償責任の制限及び発信者情 報の開示に関する法律（平成13年法 律第137号）第4章に定める発信者 情報開示命令事件並びにそれに付随す る提供命令事件及び消去禁止命令事件 を含む。）の4分の1</p> <p>保全異議及び保全取消事件の4分の1</p> <p>人身保護事件の4分の1</p> <p>訴えの提起前における証拠収集の処分 申立事件の4分の1</p>
---	---

<p>令状事件の8分の2 商事非訟事件（過料事件を除く。）</p> <p>裁判官 中川正充 <u>(奈良家裁葛城支部へ)</u></p> <p>令状事件の8分の1 ([REDACTED] [REDACTED])</p>	<p>令状事件の8分の2 商事非訟事件（過料事件を除く。） <u>民事非訟事件の3分の2</u></p> <p>裁判官 樋木純一 <u>(和歌山地裁から)</u></p> <p>令状事件の8分の1 ([REDACTED] [REDACTED])</p>																					
<p>(中略)</p> <p>(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項)</p>	<p>(中略)</p> <p>(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項)</p>																					
<p>別表5</p>	<p>別表5</p>																					
<p>大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 (中略)</p>	<p>大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 (中略)</p>																					
<p>第6 令状係（毎日）</p> <table> <tbody> <tr> <td>裁判官（兼）長瀬敬昭</td> </tr> <tr> <td><u>〃</u>（兼）後藤有己 <u>(兼務解消)</u></td> </tr> <tr> <td><u>〃</u>（兼）設樂大輔 <u>(兼務解消)</u></td> </tr> <tr> <td><u>〃</u>（兼）金友宏平 <u>(兼務解消)</u></td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td>〃（兼）森田千尋</td> </tr> <tr> <td>〃（兼）山田明日香</td> </tr> <tr> <td>〃（兼）伊藤佑貴</td> </tr> </tbody> </table>	裁判官（兼）長瀬敬昭	<u>〃</u> （兼）後藤有己 <u>(兼務解消)</u>	<u>〃</u> （兼）設樂大輔 <u>(兼務解消)</u>	<u>〃</u> （兼）金友宏平 <u>(兼務解消)</u>	 	〃（兼）森田千尋	〃（兼）山田明日香	〃（兼）伊藤佑貴	<p>第6 令状係（毎日）</p> <table> <tbody> <tr> <td>裁判官（兼）長瀬敬昭</td> </tr> <tr> <td><u>〃</u>（兼）増尾崇 <u>(兼務発令)</u></td> </tr> <tr> <td><u>〃</u>（兼）湯川亮 <u>(兼務発令)</u></td> </tr> <tr> <td><u>〃</u>（兼）中井太朗 <u>(兼務発令)</u></td> </tr> <tr> <td><u>〃</u>（兼）青木勇人 <u>(兼務発令)</u></td> </tr> <tr> <td><u>〃</u>（兼）丸谷昂資 <u>(兼務発令)</u></td> </tr> <tr> <td><u>〃</u>（兼）奥野育美 <u>(兼務発令)</u></td> </tr> <tr> <td><u>〃</u>（兼）小草啓紀 <u>(兼務発令)</u></td> </tr> <tr> <td><u>〃</u>（兼）岡野哲郎 <u>(兼務発令)</u></td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td>〃（兼）森田千尋</td> </tr> <tr> <td>〃（兼）山田明日香</td> </tr> <tr> <td>〃（兼）伊藤佑貴</td> </tr> </tbody> </table>	裁判官（兼）長瀬敬昭	<u>〃</u> （兼）増尾崇 <u>(兼務発令)</u>	<u>〃</u> （兼）湯川亮 <u>(兼務発令)</u>	<u>〃</u> （兼）中井太朗 <u>(兼務発令)</u>	<u>〃</u> （兼）青木勇人 <u>(兼務発令)</u>	<u>〃</u> （兼）丸谷昂資 <u>(兼務発令)</u>	<u>〃</u> （兼）奥野育美 <u>(兼務発令)</u>	<u>〃</u> （兼）小草啓紀 <u>(兼務発令)</u>	<u>〃</u> （兼）岡野哲郎 <u>(兼務発令)</u>	 	〃（兼）森田千尋	〃（兼）山田明日香	〃（兼）伊藤佑貴
裁判官（兼）長瀬敬昭																						
<u>〃</u> （兼）後藤有己 <u>(兼務解消)</u>																						
<u>〃</u> （兼）設樂大輔 <u>(兼務解消)</u>																						
<u>〃</u> （兼）金友宏平 <u>(兼務解消)</u>																						
〃（兼）森田千尋																						
〃（兼）山田明日香																						
〃（兼）伊藤佑貴																						
裁判官（兼）長瀬敬昭																						
<u>〃</u> （兼）増尾崇 <u>(兼務発令)</u>																						
<u>〃</u> （兼）湯川亮 <u>(兼務発令)</u>																						
<u>〃</u> （兼）中井太朗 <u>(兼務発令)</u>																						
<u>〃</u> （兼）青木勇人 <u>(兼務発令)</u>																						
<u>〃</u> （兼）丸谷昂資 <u>(兼務発令)</u>																						
<u>〃</u> （兼）奥野育美 <u>(兼務発令)</u>																						
<u>〃</u> （兼）小草啓紀 <u>(兼務発令)</u>																						
<u>〃</u> （兼）岡野哲郎 <u>(兼務発令)</u>																						
〃（兼）森田千尋																						
〃（兼）山田明日香																						
〃（兼）伊藤佑貴																						

<p>〃 (兼) 水谷 翔 〃 (兼) 青木 崇史 <u>(兼務解消)</u> 〃 (兼) 安藤 諒 <u>(兼務解消)</u> 〃 (兼) 薦田 淳平 〃 (兼) 竹本 真梨子 <u>(兼務解消)</u> 〃 仙波 陽子 〃 畑村 章夫 〃 東山 裕実 〃 丸橋 俊幸 〃 阿部 昭彦 〃 今田 勝己 〃 (兼) 増田 耕兒 〃 (兼) 松林 秀樹 〃 (兼) 植田 武志 </p>	<p>〃 (兼) 水谷 翔 〃 (兼) 薦田 淳平 〃 仙波 陽子 〃 畑村 章夫 〃 東山 裕実 〃 丸橋 俊幸 〃 阿部 昭彦 〃 今田 勝己 〃 (兼) 増田 耕兒 〃 (兼) 松林 秀樹 〃 (兼) 植田 武志 </p>
<p>第2章 堀簡易裁判所</p> <p>(裁判事務の分配)</p> <p>第43条 堀簡易裁判所における裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p> <p>裁判官 松田 亨</p> <p>民事訴訟事件の5分の2</p> <p>民事少額訴訟事件の5分の2</p> <p>少額訴訟債権執行に関する事件の5分の2</p> <p>即決和解事件の2分の1</p> <p>民事保全事件の<u>5分の2</u></p> <p>民事雑事件の5分の2</p>	<p>第2章 堀簡易裁判所</p> <p>(裁判事務の分配)</p> <p>第43条 堀簡易裁判所における裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p> <p>裁判官 松田 亨</p> <p>民事訴訟事件の5分の2</p> <p>民事少額訴訟事件の5分の2</p> <p>少額訴訟債権執行に関する事件の5分の2</p> <p><u>督促事件（支払督促申立て下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立て下処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法督促異議事件）</u></p> <p><u>公示催告事件</u></p> <p>即決和解事件の2分の1</p> <p><u>民事過料事件</u></p> <p>民事保全事件の<u>5分の3</u></p> <p>民事雑事件の5分の2</p> <p><u>刑事公判事件</u></p> <p><u>刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与</u></p>

<p><u>交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の5分の2</u></p> <p><u>刑事雑事件の5分の2</u></p> <p><u>他の裁判官の担当する事件を除くその他の刑事案件</u></p> <p>裁判官 三浦 恵</p> <p>民事訴訟事件の5分の2</p> <p>民事少額訴訟事件の5分の2</p> <p>少額訴訟債権執行に関する事件の5分の2</p> <p><u>督促事件（支払督促申立却下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立却下処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法督促異議事件）</u></p> <p><u>公示催告事件</u></p> <p>即決和解事件の2分の1</p> <p><u>民事過料事件</u></p> <p>民事保全事件の<u>5分の3</u></p> <p>民事雑事件の5分の2</p> <p><u>刑事公判事件</u></p> <p><u>刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した略式命令事件を除く。）</u></p> <p><u>交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件</u></p> <p>刑事雑事件の5分の2</p> <p>裁判官（代行）藤田大生</p> <p>民事訴訟事件の5分の1</p> <p>民事少額訴訟事件の5分の1</p> <p>少額訴訟債権執行に関する事件の5分の1</p>	<p><u>した略式命令事件を除く。）</u></p> <p><u>交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件</u></p> <p>刑事雑事件の5分の2</p> <p>裁判官 三浦 恵</p> <p>民事訴訟事件の5分の2</p> <p>民事少額訴訟事件の5分の2</p> <p>少額訴訟債権執行に関する事件の5分の2</p> <p>即決和解事件の2分の1</p> <p>民事保全事件の<u>5分の2</u></p> <p>民事雑事件の5分の2</p> <p><u>交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の5分の2</u></p> <p><u>刑事雑事件の5分の2</u></p> <p><u>他の裁判官の担当する事件を除くその他の刑事案件</u></p> <p>裁判官（代行）藤田大生</p> <p>民事訴訟事件の5分の1</p> <p>民事少額訴訟事件の5分の1</p> <p>少額訴訟債権執行に関する事件の5分の1</p>
--	--

<p>民事雑事件の 5 分の 1 交通切符（三者即日処理方式）による 略式命令事件を除く刑事略式命令事件 （待命）の 5 分の 1 刑事雑事件の 5 分の 1 裁判官（代行）武田 雄二郎 民事調停事件の 2 分の 1 交通切符（三者即日処理方式）による 略式命令事件を除く刑事略式命令事件 （待命）の 5 分の 1 交通切符（三者即日処理方式）による 略式命令事件及び刑事略式命令事件 （待命）を除く刑事略式命令事件の 2 分の 1 裁判官（代行）三瀬 英祐 民事調停事件の 2 分の 1 交通切符（三者即日処理方式）による 略式命令事件を除く刑事略式命令事件 （待命）の 5 分の 1 交通切符（三者即日処理方式）による 略式命令事件及び刑事略式命令事件 （待命）を除く刑事略式命令事件の 2 分の 1 裁判官（兼）藤野 美子 民事保全異議及び取消事件</p>	<p>民事雑事件の 5 分の 1 交通切符（三者即日処理方式）による 略式命令事件を除く刑事略式命令事件 （待命）の 5 分の 1 刑事雑事件の 5 分の 1 裁判官（代行）武田 雄二郎 民事調停事件の 2 分の 1 交通切符（三者即日処理方式）による 略式命令事件を除く刑事略式命令事件 （待命）の 5 分の 1 交通切符（三者即日処理方式）による 略式命令事件及び刑事略式命令事件 （待命）を除く刑事略式命令事件の 2 分の 1 裁判官（代行）三瀬 英祐 民事調停事件の 2 分の 1 交通切符（三者即日処理方式）による 略式命令事件を除く刑事略式命令事件 （待命）の 5 分の 1 交通切符（三者即日処理方式）による 略式命令事件及び刑事略式命令事件 （待命）を除く刑事略式命令事件の 2 分の 1 裁判官（兼）藤野 美子 民事保全異議及び取消事件</p>
<p>（中略）</p> <p>第 3 章 岸和田簡易裁判所</p> <p>（裁判事務の分配）</p> <p>第 47 条 岸和田簡易裁判所における裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p> <p>裁判官 福田人美 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。） <u>の 2 分の 1</u> 民事少額訴訟事件 民事調停事件 督促事件（支払督促申立却下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立却下</p>	<p>（中略）</p> <p>第 3 章 岸和田簡易裁判所</p> <p>（裁判事務の分配）</p> <p>第 47 条 岸和田簡易裁判所における裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p> <p>裁判官 福田人美 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。） <u>の 5 分の 3</u> 民事少額訴訟事件 民事調停事件 督促事件（支払督促申立却下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立却下</p>

<p>処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法督促異議事件)</p> <p>公示催告事件</p> <p>民事過料事件</p> <p>民事保全事件</p> <p>即決和解事件</p> <p>少額訴訟債権執行に関する事件</p> <p>民事雑事件</p> <p>刑事正式裁判事件</p> <p>令状事件</p> <p>他の裁判官の担当する事件を除くその他の民事事件</p> <p>他の裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p>裁判官(代行) 矢野靖人 〃(代行) 荻谷誠 <u>(職務代行解消)</u></p> <p>民事訴訟事件(再審請求事件を含む。) の<u>2分の1</u></p> <p>刑事公判事件</p> <p>刑事略式命令事件</p> <p>交通待命(切符) 略式命令事件</p> <p>更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務</p>	<p>処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法督促異議事件)</p> <p>公示催告事件</p> <p>民事過料事件</p> <p>民事保全事件</p> <p>即決和解事件</p> <p>少額訴訟債権執行に関する事件</p> <p>民事雑事件</p> <p>刑事正式裁判事件</p> <p>令状事件</p> <p>他の裁判官の担当する事件を除くその他の民事事件</p> <p>他の裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p>裁判官(代行) 矢野靖人</p>
<p>(中略)</p> <p>第6編 司法行政事務の代理順序</p> <p>(司法行政事務の代理)</p> <p>第54条 所長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>3 岸和田支部長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。</p>	<p>民事訴訟事件(再審請求事件を含む。) の<u>5分の2</u></p> <p>刑事公判事件</p> <p>刑事略式命令事件</p> <p>交通待命(切符) 略式命令事件</p> <p>更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務</p> <p>(中略)</p> <p>第6編 司法行政事務の代理順序</p> <p>(司法行政事務の代理)</p> <p>第54条 所長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>3 岸和田支部長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。</p>

第1順位 裁判官 中川正充
第2順位 裁判官 佐藤克則

(中略)

第1順位 裁判官 佐藤克則
第2順位 裁判官 柳木純一

(中略)

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和5年3月2日諮問)

(令和5年4月1日実施)

現 行	変 更 後
第 4 編 支 部	第 4 編 支 部
(中略)	(中略)
第2章 岸 和 田 支 部	第2章 岸 和 田 支 部
(裁判事務の分配)	(裁判事務の分配)
第28条 岸和田支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。	第28条 岸和田支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。
裁判官 井上一成 他の裁判官の担当する事件を除くその余の民事事件及び非訟事件	裁判官 井上一成 他の裁判官の担当する事件を除くその余の民事事件及び非訟事件
裁判官 寺田悠亮 刑事公判事件（再審請求事件を含む。）の2分の1 第1回公判期日前の勾留に関する処分事件の2分の1 医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の1 更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務の2分の1 前記事件のほか、他の裁判官の担当する事件を除くその余の刑事事件 破産事件のうちの同時廃止事件の全部 債権執行事件のうちの配当事件の全部 財産開示事件及び第三者からの情報取得事件の3分の1 起訴前の証拠保全事件及び共助事件の2分の1	裁判官 寺田悠亮 刑事公判事件（再審請求事件を含む。）の2分の1 第1回公判期日前の勾留に関する処分事件の2分の1 医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の1 更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務の2分の1 前記事件のほか、他の裁判官の担当する事件を除くその余の刑事事件 破産事件のうちの同時廃止事件の全部 債権執行事件のうちの配当事件の全部 財産開示事件及び第三者からの情報取得事件の3分の1 起訴前の証拠保全事件及び共助事件の2分の1
裁判官 佐藤克則 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の31分の9	裁判官 佐藤克則 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の31分の9

<p>債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の 3 分の 1</p> <p>民事保全事件（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 4 章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件を含む。）の 2 分の 1</p> <p>保全異議及び保全取消事件の 2 分の 1</p> <p>小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件の 2 分の 1</p> <p>人身保護事件の 4 分の 1</p> <p>訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の 4 分の 1</p> <p>令状事件の 8 分の 2</p> <p>過料事件</p> <p>裁 判 官 織 田 佳 代</p> <p>民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の 31 分の 4</p> <p>民事保全事件（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 4 章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件を含む。）の 4 分の 1</p> <p>保全異議及び保全取消事件の 4 分の 1</p> <p>債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の 3 分の 1</p> <p>人身保護事件の 4 分の 1</p> <p>訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の 4 分の 1</p> <p>令状事件の 8 分の 2</p> <p>裁 判 官 千 葉 沙 織</p> <p>刑事公判事件（再審請求事件を含む。）の 2 分の 1</p> <p>第 1 回公判期日前の勾留に関する処分</p>	<p>債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の 3 分の 1</p> <p>民事保全事件（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 4 章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件を含む。）の 2 分の 1</p> <p>保全異議及び保全取消事件の 2 分の 1</p> <p>小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件の 2 分の 1</p> <p>人身保護事件の 4 分の 1</p> <p>訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の 4 分の 1</p> <p>令状事件の 8 分の 2</p> <p>過料事件</p> <p>裁 判 官 織 田 佳 代</p> <p>民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の 31 分の 4</p> <p>民事保全事件（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 4 章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件を含む。）の 4 分の 1</p> <p>保全異議及び保全取消事件の 4 分の 1</p> <p>債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の 3 分の 1</p> <p>人身保護事件の 4 分の 1</p> <p>訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の 4 分の 1</p> <p>令状事件の 8 分の 2</p> <p>裁 判 官 千 葉 沙 織</p> <p>刑事公判事件（再審請求事件を含む。）の 2 分の 1</p> <p>第 1 回公判期日前の勾留に関する処分</p>
--	--

<p>事件の2分の1 医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の1 更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務の2分の1 配当事件を除く債権執行事件の全部 財産開示事件及び第三者からの情報取得事件の3分の2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第4章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事件及び保護命令の取消申立事件の3分の2 起訴前の証拠保全事件及び共助事件の2分の1</p> <p>裁判官 佐藤志保 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の31分の9 債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の3分の1 小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件の2分の1 人身保護事件の4分の1 訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第4章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事件及び保護命令の取消申立事件の3分の1 令状事件の<u>8分の1</u> ([REDACTED] [REDACTED])</p> <p>裁判官 今野藍 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の31分の9 同時廃止事件を除く破産事件の全部</p>	<p>事件の2分の1 医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の1 更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務の2分の1 配当事件を除く債権執行事件の全部 財産開示事件及び第三者からの情報取得事件の3分の2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第4章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事件及び保護命令の取消申立事件の3分の2 起訴前の証拠保全事件及び共助事件の2分の1</p> <p>裁判官 佐藤志保 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の31分の9 債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の3分の1 小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件の2分の1 人身保護事件の4分の1 訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第4章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事件及び保護命令の取消申立事件の3分の1 令状事件の<u>8分の2</u></p> <p>裁判官 水口美弥 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の31分の9 同時廃止事件を除く破産事件の全部</p>
--	---

<p>小規模個人再生事件及び給与所得者等 再生事件を除く再生事件の全部 会社更生事件、会社整理事件及び特別 清算事件の全部 民事保全事件（特定電気通信役務提供 者の損害賠償責任の制限及び発信者情 報の開示に関する法律（平成13年法 律第137号）第4章に定める発信者情 報開示命令事件並びにそれに付隨す る提供命令事件及び消去禁止命令事件 を含む。）の4分の1 保全異議及び保全取消事件の4分の1 人身保護事件の4分の1 訴えの提起前における証拠収集の処分 申立事件の4分の1 令状事件の<u>8分の2</u></p> <p>商事非訟事件（過料事件を除く。）</p> <p>裁 判 官 中川 正充 令状事件の8分の1 ([REDACTED] [REDACTED])</p> <p>(中略)</p>	<p>小規模個人再生事件及び給与所得者等 再生事件を除く再生事件の全部 会社更生事件、会社整理事件及び特別 清算事件の全部 民事保全事件（特定電気通信役務提供 者の損害賠償責任の制限及び発信者情 報の開示に関する法律（平成13年法 律第137号）第4章に定める発信者情 報開示命令事件並びにそれに付隨す る提供命令事件及び消去禁止命令事件 を含む。）の4分の1 保全異議及び保全取消事件の4分の1 人身保護事件の4分の1 訴えの提起前における証拠収集の処分 申立事件の4分の1 令状事件の<u>8分の1</u> ([REDACTED] [REDACTED])</p> <p>商事非訟事件（過料事件を除く。）</p> <p>裁 判 官 楠木 純一 令状事件の8分の1 ([REDACTED] [REDACTED])</p> <p>(中略)</p> <p><u>附 則</u> この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>
--	--

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和5年3月2日諮詢)

(令和5年4月1日実施)

現 行	変 更 後
(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第20民事部（医事部）（月火水金） 裁判官 富上智子 " 長谷川利明 " 植田裕紀久 " 若松達郎	第20民事部（医事部）（月火水金） 裁判官 富上智子 " 長谷川利明 " 植田裕紀久 " <u>（代行）大西康平</u> <u>（職務代行発令）</u> " 若松達郎
(中略)	(中略)
(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第2刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 近道暁郎 " 金友宏平 " 長谷川豪 " (兼)伊藤佳子	第2刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 近道暁郎 " <u>（代行）西川篤志</u> <u>（職務代行発令）</u> " 金友宏平 " 長谷川豪 " (兼)伊藤佳子
第3刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 御山真理子 " 辻井由雅	第3刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 御山真理子 " 辻井由雅 " <u>（代行）千葉康一</u>

	定 松 祐太朗	(職務代行発令)
(中略)		
第 6 刑事部 (普通部) (毎日)		第 6 刑事部 (普通部) (毎日)
裁 判 官 山 田 裕 文		裁 判 官 山 田 裕 文
		// (代行) 大 寄 淳
安 福 幸 江		(職務代行発令)
籐 野 拓 輝		安 福 幸 江
籐 野 拓 輝		籐 野 拓 輝
(中略)		(中略)
		附 則
		この規程は、令和5年4月1日から施行する。

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和5年3月2日諮問)

(令和5年4月1日実施)

現 行	変 更 後
(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第24民事部（普通部）（月火木金） 裁判官 野村武範 〃 山口敦士 〃 山中耕一 〃 田崎里歩	第24民事部（普通部）（月火木金） 裁判官 野村武範 〃 山口敦士 〃 <u>（代行）鈴木基之</u> <u>（職務代行発令）</u> 〃 山中耕一 〃 田崎里歩
(中略)	(中略)
(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第2刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 近道暁郎 〃 <u>（代行）西川篤志</u> 〃 金友宏平 〃 長谷川豪 〃 <u>（兼）伊藤佳子</u>	第2刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 近道暁郎 〃 <u>（代行）西川篤志</u> 〃 <u>（代行）久禮博一</u> <u>（職務代行発令）</u> 〃 金友宏平 〃 長谷川豪 〃 <u>（兼）伊藤佳子</u>
(中略)	(中略)

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和5年3月17日諮問)

(令和5年4月1日実施)

現 行	変 更 後
(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第18民事部（普通部）（月火水金） 裁判官 宮崎朋紀 〃 長丈博 〃 玉田雅義 〃 比舎昌志	第18民事部（普通部）（月火水金） 裁判官 宮崎朋紀 〃 <u>（兼）横田典子</u> <u>（兼務発令）</u> 〃 長丈博 〃 玉田雅義 〃 比舎昌志
(中略)	(中略)
第3編 本 庁 刑 事 部 第2章 裁判事務の分配 (中略) (他の事件の配付) 第19条 刑事補償請求事件、刑事訴訟法第188条の3、第362条、第500条、第501条及び第502条による申立事件並びに総合法律支援法第39条第3項による申立事件は、本案の裁判をした部に配付する。ただし、本案の裁判をした部が第4部又は第11部であるときは、令状部を除く各部に順次配付する。	第3編 本 庁 刑 事 部 第2章 裁判事務の分配 (中略) (他の事件の配付) 第19条 刑事補償請求事件、刑事訴訟法第188条の3、第362条、第500条、第501条及び第502条による申立事件並びに総合法律支援法第39条第3項による申立事件は、本案の裁判をした部に配付する。ただし、本案の裁判をした部が第4部又は第11部であるときは、令状部を除く各部に順次配付する。
(中略)	(中略)
7 刑事訴訟法第222条第7項の処分の請求事	

	<p><u>件は、令状部を除く各部に順次配付する。ただし、本案が係属しているときは、本案が係属している部に配付する。</u></p> <p><u>8 組織的犯罪処罰法第62条第1項（麻薬特例法第23条により組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助の例によるとされる場合及び不正競争防止法第40条により組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助の例によるとされる場合を含む。）の審査請求事件は、令状部を除く各部に順次配付し、同法第65条第1項（麻薬特例法第23条により組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助の例によるとされる場合及び不正競争防止法第40条により組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助の例によるとされる場合を含む。）の取消請求事件は、当該決定をした部に配付する。ただし、当該決定をした部が第4部又は第11部であるときは、令状部を除く各部に順次配付する。</u></p> <p><u>9 更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務は、令状部を除く各部が順次処理する。ただし、その保護観察を言い渡した部がある場合は、その部が処理する。</u></p> <p><u>10 裁判員法第3条第1項の対象事件からの除外請求（職権に係るものを含む。）事件、同法第3条の2第1項の対象事件からの除外請求（職権に係るものを含む。）事件、同法第35条第1項（同法第38条第2項、第47条第2項及び第92条第2項において準用する場合を含む。）の異議申立事件、同法第41条第1項の裁判員又は補充裁判員の解任請求事件（同条第2項の規定により送付を受けた事件に限る。）、同法第42条第1項の異議申立事件、同法第43条第2項の通知に係る裁判員又は補充裁判員の解任の事件及び第94条第1項の異議申立事件は、その本案である裁判員事件が係属している部（以下この項において「本案係属部」という。）に配付し、令状部所属の裁判官のうち同部の指定する者（以下この項において「令状部裁判官」という。）が処理する。これらの事務</u></p>
--	--

<p>の処理に限り、令状部裁判官を本案係属部所属の裁判官とみなす。</p>	<p>らの事務の処理に限り、令状部裁判官を本案係属部所属の裁判官とみなす。</p>
<p><u>10 檢察審査会による指定弁護士の指定又はその取消しに関する事務（受訴裁判所の権限に属するものを除く。）は、令状部が処理する。</u></p>	<p><u>11 檢察審査会による指定弁護士の指定又はその取消しに関する事務（受訴裁判所の権限に属するものを除く。）は、令状部が処理する。</u></p>
<p><u>11 平成30年5月16日付け最高裁判二第199号刑事局長、家庭局長、総務局長、経理局長通達「刑事訴訟法第157条の6第2項に規定する方法による証人等の尋問等の手続について」により、共助事件に準じて取り扱われる嘱託は、令状部を除く各部に順次配付する。</u></p>	<p><u>12 平成30年5月16日付け最高裁判二第199号刑事局長、家庭局長、総務局長、経理局長通達「刑事訴訟法第157条の6第2項に規定する方法による証人等の尋問等の手続について」により、共助事件に準じて取り扱われる嘱託は、令状部を除く各部に順次配付する。</u></p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>第5編 管内簡易裁判所</p>	<p>第5編 管内簡易裁判所</p>
<p>第1章 大阪簡易裁判所</p>	<p>第1章 大阪簡易裁判所</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(刑事公判係の事務の分配)</p>	<p>(刑事公判係の事務の分配)</p>
<p><u>第37条 刑事公判事件（略式命令又は交通即決事件の裁判に対する正式裁判請求がされ、若しくは略式命令又は交通即決事件の請求を不適法又は不相当と認めて検察官に通知し、公判事件として立件された事件（以下、これらを総称して「刑事正式裁判事件」という。）を除く。）、刑の執行猶予取消請求事件及び嘱託事件は、第6項の場合を除き、各係に順次配布する。</u></p>	<p><u>第37条 刑事公判事件（略式命令又は交通即決事件の裁判に対する正式裁判請求がされ、若しくは略式命令又は交通即決事件の請求を不適法又は不相当と認めて検察官に通知し、公判事件として立件された事件（以下、これらを総称して「刑事正式裁判事件」という。）を除く。）、刑の執行猶予取消請求事件及び嘱託事件は、第6項の場合を除き、各係に順次配布する。</u></p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p><u>9 更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務は、各係で順次処理する。</u></p>	<p><u>9 刑事訴訟法第222条第7項の処分の請求事務は、各係に順次配付する。ただし、本案が係属しているときは、本案を担当する係に配付する。</u></p>
<p><u>10 更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務は、各係で順次処理する。</u></p>	<p><u>10 更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務は、各係で順次処理する。</u></p>

(中略)	(中略)
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和5年4月25日諮詢)

(令和5年5月1日実施)

現 行	変 更 後
(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第2民事部（租税・行政部）（月火水金） 裁判官 横田典子 〃 (兼)森鍵一 _____ (兼務解消) 〃 田辺暁志 〃 森文弥 〃 立仙早矢	第2民事部（租税・行政部）（月火水金） 裁判官 横田典子 〃 田辺暁志 〃 森文弥 〃 立仙早矢
(中略)	(中略)
(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第2刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 近道暁郎 〃 (代行)西川篤志 _____ (職務代行解消) 〃 (代行)久禮博一 _____ (職務代行解消) 〃 金友宏平 〃 長谷川豪 〃 (兼)伊藤佳子 _____ (兼務解消)	第2刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 近道暁郎 〃 金友宏平 〃 長谷川豪

(中略)	(中略)
	<p><u>附 則</u></p> <p>この規程は、令和5年5月1日から施行する。</p>

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和5年4月25日諮問)

(令和5年5月8日実施)

現 行	変 更 後
(第2編(本庁民事部) 第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	(第2編(本庁民事部) 第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第13民事部(普通部)(火水木金) 裁判官 成田晋司 〃 柴田義人 〃 伊澤大介 〃 (兼)中川和俊 <u>(兼務解消)</u> 〃 豊田高史 (中略)	第13民事部(普通部)(火水木金) 裁判官 成田晋司 〃 柴田義人 〃 伊澤大介 〃 豊田高史 (中略)
第15民事部(交通部)(毎日) 裁判官 武田瑞佳 〃 中武由紀 〃 中嶋謙英 〃 安井龍明 〃 那波郁香 〃 木戸口恒成 〃 高橋憲太 〃 横井千穂 〃 林憲太朗 (中略)	第15民事部(交通部)(毎日) 裁判官 武田瑞佳 〃 中武由紀 〃 中嶋謙英 〃 安井龍明 〃 那波郁香 〃 木戸口恒成 〃 高橋憲太 〃 横井千穂 <u>(兼)中川和俊</u> <u>(兼務発令)</u> 〃 林憲太朗 (中略)
	<u>附 則</u> <u>この規程は、令和5年5月8日から施行する。</u>

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和5年4月25日諮詢)

(令和5年5月10日実施)

現 行	変 更 後
(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5	(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5
大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割	大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割
第1 民事公判係	第1 民事公判係
(中略)	(中略)
第7係（月水金） 裁判官 田 中 清 道 <u>（定年退官）</u> 〃 宮 川 隆	第7係（月水金） 裁判官 宮 川 隆 (中略)
(中略)	<u>附 則</u> <u>この規程は、令和5年5月10日から施行する。</u>

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和5年4月25日諮詢)

(令和5年5月14日実施)

現 行	変 更 後
(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第4 刑事公判係 第1係（月水木）裁判官（兼）松林秀樹 （兼務解消） 〃（兼）植田武志 第2係（月水木）〃増田耕兒	第4 刑事公判係 第1係（月水木） 裁判官（兼）植田武志 第2係（月水木）〃増田耕兒
第5 略式係（毎日） (1) 普通略式係 裁判官 松林秀樹 （定年退官） 〃植田武志 〃（兼）増田耕兒 〃（兼）仙波陽子 〃（兼）畠村章夫 〃（兼）東山裕実 〃（兼）丸橋俊幸 〃（兼）阿部昭彦 〃（兼）今田勝己	第5 略式係（毎日） (1) 普通略式係 裁判官 植田武志 〃（兼）増田耕兒 〃（兼）仙波陽子 〃（兼）畠村章夫 〃（兼）東山裕実 〃（兼）丸橋俊幸 〃（兼）阿部昭彦 〃（兼）今田勝己
(2) 交通即決略式係 裁判官 足立和城 〃立川唱寛	(2) 交通即決略式係 裁判官 足立和城 〃立川唱寛
第6 令状係（毎日） 裁判官（兼）長瀬敬昭 〃（兼）増尾崇 〃（兼）湯川亮 〃（兼）中井太朗 〃（兼）青木勇人 〃（兼）丸谷昂資	第6 令状係（毎日） 裁判官（兼）長瀬敬昭 〃（兼）増尾崇 〃（兼）湯川亮 〃（兼）中井太朗 〃（兼）青木勇人 〃（兼）丸谷昂資

〃 (兼) 奥野 育美	〃 (兼) 奥野 育美
〃 (兼) 小草 啓紀	〃 (兼) 小草 啓紀
〃 (兼) 岡野 哲郎	〃 (兼) 岡野 哲郎
〃 (兼) 森田 千尋	〃 (兼) 森田 千尋
〃 (兼) 山田 明日香	〃 (兼) 山田 明日香
〃 (兼) 伊藤 佑貴	〃 (兼) 伊藤 佑貴
〃 (兼) 水谷 翔	〃 (兼) 水谷 翔
〃 (兼) 薦田 淳平	〃 (兼) 薦田 淳平
〃 仙波 陽子	〃 仙波 陽子
〃 畑村 章夫	〃 畑村 章夫
〃 東山 裕実	〃 東山 裕実
〃 丸橋 俊幸	〃 丸橋 俊幸
〃 阿部 昭彦	〃 阿部 昭彦
〃 今田 勝己	〃 今田 勝己
〃 (兼) 増田 耕兒	〃 (兼) 増田 耕兒
〃 (兼) 松林 秀樹	
<u>(兼務解消)</u>	
〃 (兼) 植田 武志	〃 (兼) 植田 武志
(中略)	(中略)
<u>附 則</u>	
<u>この規程は、令和5年5月14日から施行する。</u>	

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和5年5月19日諮問)

(令和5年5月27日実施)

現 行	変 更 後
(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 第1 民事公判係 (中略) 第11係（月水金） 裁判官 西田文則 （定年退官） リ 池尻修三 (中略)	(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 第1 民事公判係 (中略) 第11係（月水金） 裁判官 池尻修三 (中略) <u>附 則</u> <u>この規程は、令和5年5月27日から施行する。</u>

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和5年5月19日諮詢)

(令和5年6月1日実施)

現 行	変 更 後
(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第20民事部（医事部）（月火水金） 裁判官 富上智子 〃 長谷川利明 〃 植田裕紀久 〃 <u>（代行）大西康平</u> <u>（職務代行解消）</u> 〃 若松達郎	第20民事部（医事部）（月火水金） 裁判官 富上智子 〃 長谷川利明 〃 植田裕紀久 〃 若松達郎
(中略)	(中略)
第24民事部（普通部）（月火木金） 裁判官 野村武範 〃 山口敦士 〃 <u>（代行）鈴木基之</u> <u>（職務代行解消）</u> 〃 山中耕一 〃 田崎里歩	第24民事部（普通部）（月火木金） 裁判官 野村武範 〃 山口敦士 〃 山中耕一 〃 田崎里歩
(中略)	(中略)
(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第3刑事部（普通部）（毎日）	第3刑事部（普通部）（毎日）

<p>裁判官 御山 真理子 // 辻井 由雅 // <u>(代行) 千葉 康一</u> <u>(職務代行解消)</u> // 定松 祐太朗</p>	<p>裁判官 御山 真理子 // 辻井 由雅 // 定松 祐太朗</p>
<p>(中略)</p> <p>第12刑事部(租税部)(毎日)</p> <p>裁判官 渡部 市郎 // 梶川 匠志 // 岩崎 貴彦 // 今泉 鳩太 // <u>(兼) 枚田 雅樹</u> <u>(兼務解消)</u></p>	<p>(中略)</p> <p>第12刑事部(租税部)(毎日)</p> <p>裁判官 渡部 市郎 // 梶川 匠志 // 岩崎 貴彦 // 今泉 鳩太</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p><u>附則</u> この規程は、令和5年6月1日から施行する。</p>

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和5年5月19日諮詢)

(令和5年6月14日実施)

現 行	変 更 後
(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第10刑事部（令状部）（毎日） 裁判官 長瀬 敬昭 〃 増尾 崇 〃 湯川 亮 〃 中井 太朗 〃 青木 勇人 〃 丸谷 昂資 〃 奥野 育美 〃 小草 啓紀 〃 岡野 哲郎 〃 森田 千尋 〃 山田 明日香 〃 伊藤 佑貴 〃 水谷 翔 <hr/> (長崎家地裁へ) 〃 薦田 淳平 (中略)	第10刑事部（令状部）（毎日） 裁判官 長瀬 敬昭 〃 増尾 崇 〃 湯川 亮 〃 中井 太朗 〃 青木 勇人 〃 丸谷 昂資 〃 奥野 育美 〃 小草 啓紀 〃 岡野 哲郎 〃 森田 千尋 〃 山田 明日香 〃 伊藤 佑貴 〃 水谷 翔 <hr/> (長崎家地裁へ) 〃 薦田 淳平 (中略)
(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 (中略)

第6 令状係(毎日)		第6 令状係(毎日)			
裁判官	(兼) 長瀬 敬昭	裁判官	(兼) 長瀬 敬昭		
//	(兼) 増尾 崇	//	(兼) 増尾 崇		
//	(兼) 湯川 亮	//	(兼) 湯川 亮		
//	(兼) 中井 太朗	//	(兼) 中井 太朗		
//	(兼) 青木 勇人	//	(兼) 青木 勇人		
//	(兼) 丸谷 昂資	//	(兼) 丸谷 昂資		
//	(兼) 奥野 育美	//	(兼) 奥野 育美		
//	(兼) 小草 啓紀	//	(兼) 小草 啓紀		
//	(兼) 岡野 哲郎	//	(兼) 岡野 哲郎		
//	(兼) 森田 千尋	//	(兼) 森田 千尋		
//	(兼) 山田 明日香	//	(兼) 山田 明日香		
//	(兼) 伊藤 佑貴	//	(兼) 伊藤 佑貴		
//	(兼) 水谷 翔				
<u>(兼務解消)</u>					
//	(兼) 薦田 淳平	//	(兼) 薦田 淳平		
//	仙波 陽子	//	仙波 陽子		
//	畠村 章夫	//	畠村 章夫		
//	東山 裕実	//	東山 裕実		
//	丸橋 俊幸	//	丸橋 俊幸		
//	阿部 昭彦	//	阿部 昭彦		
//	今田 勝己	//	今田 勝己		
//	(兼) 増田 耕兒	//	(兼) 増田 耕兒		
//	(兼) 植田 武志	//	(兼) 植田 武志		
(中略)		(中略)			
<u>附 則</u>					
<u>この規程は、令和5年6月14日から施行する。</u>					

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和5年6月9日諮詢)

(令和5年6月28日実施)

現 行	変 更 後
(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1	(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
第1民事部（保全部）（毎日）	第1民事部（保全部）（毎日）
裁判官 井上直哉 〃 三宅知三郎 〃 太田多恵 〃 仲井葉月 〃 島崎乃奈 〃 関堯熙 〃 宮原翔子 〃 鈴村悠恭 〃 植村一仁 〃 林奈桜 〃 丸林裕矢	裁判官 井上直哉 〃 三宅知三郎 〃 太田多恵 〃 仲井葉月 〃 島崎乃奈 〃 関堯熙 〃 宮原翔子 〃 鈴村悠恭 〃 植村一仁 〃 林奈桜
(鹿児島地家裁へ) 〃 永田雄一 〃 浜崎俊文 〃 中川和俊 〃 橋本康平	〃 永田雄一 〃 浜崎俊文 〃 中川和俊 〃 橋本康平
(中略)	(中略)
(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3	(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
(中略)	(中略)
第10刑事部（令状部）（毎日）	第10刑事部（令状部）（毎日）
裁判官 長瀬敬昭 〃 増尾崇	裁判官 長瀬敬昭 〃 增尾崇

〃 湯川 亮	〃 湯川 亮
〃 中井 太朗	〃 中井 太朗
〃 青木 勇人	〃 青木 勇人
〃 丸谷 昂資	〃 丸谷 昂資
〃 奥野 育美	〃 奥野 育美
〃 小草 啓紀	〃 小草 啓紀
〃 岡野 哲郎	〃 岡野 哲郎
〃 森田 千尋	〃 森田 千尋
〃 山田 明日香	〃 山田 明日香
〃 伊藤 佑貴	〃 伊藤 佑貴
〃 薦田 淳平	〃 薦田 淳平
<u>(水戸地家裁へ)</u>	
(中略)	(中略)
(第5編(管内簡易裁判所) 第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項)	(第5編(管内簡易裁判所) 第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項)
別表5	別表5
大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割	大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割
(中略)	(中略)
第6 令状係(毎日)	第6 令状係(毎日)
裁判官 (兼)長瀬 敬昭	裁判官 (兼)長瀬 敬昭
〃 (兼)増尾 崇	〃 (兼)増尾 崇
〃 (兼)湯川 亮	〃 (兼)湯川 亮
〃 (兼)中井 太朗	〃 (兼)中井 太朗
〃 (兼)青木 勇人	〃 (兼)青木 勇人
〃 (兼)丸谷 昂資	〃 (兼)丸谷 昂資
〃 (兼)奥野 育美	〃 (兼)奥野 育美
〃 (兼)小草 啓紀	〃 (兼)小草 啓紀
〃 (兼)岡野 哲郎	〃 (兼)岡野 哲郎
〃 (兼)森田 千尋	〃 (兼)森田 千尋
〃 (兼)山田 明日香	〃 (兼)山田 明日香
〃 (兼)伊藤 佑貴	〃 (兼)伊藤 佑貴
〃 (兼)薦田 淳平	〃 (兼)薦田 淳平
<u>(兼務解消)</u>	
〃 仙波 陽子	〃 仙波 陽子

〃	畠 村 章 夫	〃	畠 村 章 夫		
〃	東 山 裕 実	〃	東 山 裕 実		
〃	丸 橋 俊 幸	〃	丸 橋 俊 幸		
〃	阿 部 昭 彦	〃	阿 部 昭 彦		
〃	今 田 勝 己	〃	今 田 勝 己		
〃	(兼) 増 田 耕 兒	〃	(兼) 増 田 耕 兒		
〃	(兼) 植 田 武 志	〃	(兼) 植 田 武 志		
(中略)		(中略)			
<u>附 則</u>					
この規程は、令和5年6月28日から施行す る。					

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和5年6月9日諮問)

(令和5年7月1日実施)

現 行	変 更 後
第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第8民事部（普通部）（月水木金） 裁判官 中尾 彰 〃 松本 明子 〃 神永 晓 〃 (兼) 篠野 拓輝 <u>(兼務解消)</u> 〃 枚田 雅樹	第8民事部（普通部）（月水木金） 裁判官 中尾 彰 〃 松本 明子 〃 神永 晓 〃 枚田 雅樹
(中略)	(中略)
第18民事部（普通部）（月火水金） 裁判官 宮崎 朋紀 〃 (兼) 横田 典子 <u>(兼務解消)</u> 〃 長丈 博 〃 玉田 雅義 〃 比舍 昌志	第18民事部（普通部）（月火水金） 裁判官 宮崎 朋紀 〃 長丈 博 〃 玉田 雅義 〃 比舍 昌志
(中略)	(中略)
(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第6刑事部（普通部）（毎日）	第6刑事部（普通部）（毎日）

裁判官 山田 裕文 <u>（代行）大寄 淳</u> <u>（職務代行解消）</u> 安福 幸江 斎野 拓輝	裁判官 山田 裕文 安福 幸江 斎野 拓輝
(中略)	(中略) <u>附 則</u> この規程は、令和5年7月1日から施行する。

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和5年6月9日諮問)

(令和5年7月4日実施)

現 行	変 更 後
(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第10刑事部（令状部）（毎日） 裁判官 長瀬 敬昭 〃 増尾 崇 〃 湯川 亮 〃 中井 太朗 〃 青木 勇人 〃 丸谷 昂資 〃 奥野 育美 〃 小草 啓紀 <u>(松江地家裁へ)</u> 〃 岡野 哲郎 〃 森田 千尋 〃 山田 明日香 〃 伊藤 佑貴 (中略)	第10刑事部（令状部）（毎日） 裁判官 長瀬 敬昭 〃 増尾 崇 〃 湯川 亮 〃 中井 太朗 〃 青木 勇人 〃 丸谷 昂資 〃 奥野 育美 〃 岡野 哲郎 〃 森田 千尋 〃 山田 明日香 〃 伊藤 佑貴 (中略)
(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第6 令状係（毎日） 裁判官 (兼)長瀬 敬昭	第6 令状係（毎日） 裁判官 (兼)長瀬 敬昭

〃	(兼) 増 尾 崇	〃	(兼) 増 尾 崇		
〃	(兼) 湯 川 亮	〃	(兼) 湯 川 亮		
〃	(兼) 中 井 太 朗	〃	(兼) 中 井 太 朗		
〃	(兼) 青 木 勇 人	〃	(兼) 青 木 勇 人		
〃	(兼) 丸 谷 昂 資	〃	(兼) 丸 谷 昂 資		
〃	(兼) 奥 野 育 美	〃	(兼) 奥 野 育 美		
〃	(兼) 小 草 啓 紀				
	<u>(兼務解消)</u>				
〃	(兼) 岡 野 哲 郎	〃	(兼) 岡 野 哲 郎		
〃	(兼) 森 田 千 尋	〃	(兼) 森 田 千 尋		
〃	(兼) 山 田 明 日 香	〃	(兼) 山 田 明 日 香		
〃	(兼) 伊 藤 佑 貴	〃	(兼) 伊 藤 佑 貴		
〃	仙 波 陽 子	〃	仙 波 陽 子		
〃	畠 村 章 夫	〃	畠 村 章 夫		
〃	東 山 裕 実	〃	東 山 裕 実		
〃	丸 橋 俊 幸	〃	丸 橋 俊 幸		
〃	阿 部 昭 彦	〃	阿 部 昭 彦		
〃	今 田 勝 己	〃	今 田 勝 己		
〃	(兼) 増 田 耕 兒	〃	(兼) 増 田 耕 兒		
〃	(兼) 植 田 武 志	〃	(兼) 植 田 武 志		
(中略)		(中略)			
<u>附 則</u>					
<u>この規程は、令和5年7月4日から施行する。</u>					

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和5年6月9日諮問)

(令和5年7月12日実施)

現 行	変 更 後
(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 第1 民事公判係 (中略) 第17係（月火木）裁判官 <u>大迫 隆二</u> <u>（定年退官）</u> 〃 和田 一臣 (中略) 第2 民事特殊事件係（即決和解、公示催告、督促、保全、非訟等）（毎日） 裁判官（兼）井上直哉 〃 村岡 寛 〃 菅 浩次 〃 倉田 孝雄 〃 森本 幸治 〃 山下 雅資 〃 中村 浩之 〃 西村 実信 〃 内藤 智機 〃 <u>（兼）大迫 隆二</u> <u>（兼務解消）</u> 〃 <u>（兼）和田 一臣</u> 〃 <u>（兼）川副 勝巳</u> (中略)	(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 第1 民事公判係 (中略) 第17係（月火木） 裁判官 和田 一臣 (中略) 第2 民事特殊事件係（即決和解、公示催告、督促、保全、非訟等）（毎日） 裁判官（兼）井上直哉 〃 村岡 寛 〃 菅 浩次 〃 倉田 孝雄 〃 森本 幸治 〃 山下 雅資 〃 中村 浩之 〃 西村 実信 〃 内藤 智機 〃 <u>（兼）和田 一臣</u> 〃 <u>（兼）川副 勝巳</u> (中略)

附 則

この規程は、令和5年7月12日から施行する。

大阪地方裁判所執行官事務分配規程変更（案）

（令和五年五月十九日諮詢）
（令和五年五月二十四日実施）

変更後	現行
<p>（岸和田支部の事務分配）</p> <p>第十七条 岸和田支部に勤務する執行官が取り扱うべき事務のうち、別表一の事務（ただし、第一の2、3、4、6号の事務を除く。）を総括執行官補佐に分配し、別表一の第一の2、3、4、6号及び別表三の事務を、各区分ごとに、受理の順序に従い、所長があらかじめ定める順序で、各執行官に順次事務を分配する。</p>	<p>（岸和田支部の事務分配）</p> <p>第十七条 岸和田支部に勤務する執行官が取り扱うべき事務のうち、別表一の事務（ただし、第一の2、3、4、6号の事務を除く。）を総括執行官補佐に分配し、別表一の2、3、4、6号及び別表三の事務を、各区分ごとに、受理の順序に従い、所長があらかじめ定める順序で、各執行官に順次事務を分配する。</p>
<p>（中略）</p> <p>附則</p> <p>この規程は、令和五年五月二十四日から施行する。</p>	<p>（中略）</p>

【機密性 2】

決議事項

(令和 5 年 6 月 30 日)

大阪地方裁判所司法行政事務処理規程変更（案）

（令和五年六月三十日付議）
（令和五年六月三十日実施）

現行	変更後
第四条 常任委員会は、次に掲げる常任委員で組織する。 一 所長 二 所長代行者（第二十一条第三項第一号の所長代行者をいう。） 三 堀支部長及び岸和田支部長 四 民事上席裁判官及び刑事上席裁判官 五 本府の民事部の各部及び各支部に配置された裁判官から選出する三人（うち一人は、判事の権限を有する判事補）の裁判官 六 本府の刑事部の各部に配置された裁判官から選出する三人（うち一人は、判事の権限を有する判事補）の裁判官	第四条 常任委員会は、次に掲げる常任委員で組織する。 一 所長 二 所長代行者（第二十一条第三項第一号の所長代行者をいう。） 三 堀支部長及び岸和田支部長 四 民事上席裁判官及び刑事上席裁判官 五 本府及び堺支部の民事部の各部並びに岸和田支部に配置された裁判官から選出する三人（うち一人は、判事の権限を有する判事補）の裁判官 六 本府及び堺支部の刑事部の各部に配置された裁判官から選出する三人（うち一人は、判事の権限を有する判事補）の裁判官
（中略）	（中略）
附 則（令和五年六月三十日大阪地方裁判所規程第一号） この規程は、令和五年六月三十日から施行する。	

常任委員及びオブザーバーの選出及び任期に関する規程変更（案）

（令和五年六月三十日付議）
（令和五年六月三十日実施）

現 行	変 更 後
<p>第四条 選挙は、裁判官会議を組織する裁判官が、次に掲げる区分に従い、各別にこれを行う。</p> <p>一 本庁の民事部及び各支部（以下「民事部」という。）</p> <p>二 本庁の刑事部（以下「刑事部」という。）</p> <p>（中略）</p> <p>第十三条 オブザーバーを選出するのは、大阪地方裁判所の本庁及び支部に配置された判事の権限を有しない判事補を選挙人とする選挙による。</p> <p>2 オブザーバーは、前項の判事補の中から、第四条第一項の区分に従い、一人ずつ選出する。</p> <p>3 前二項の規定によるオブザーバーの選出及び任期は、常任委員の選出の例による。</p> <p>（中略）</p>	<p>第四条 選挙は、裁判官会議を組織する裁判官が、次に掲げる区分に従い、各別にこれを行う。</p> <p>一 本庁及び堺支部の民事部並びに岸和田支部（以下「民事部」という。）</p> <p>二 本庁及び堺支部の刑事部（以下「刑事部」という。）</p> <p>（中略）</p> <p>第十三条 オブザーバーを選出るのは、大阪地方裁判所の本庁及び支部に配置された判事の権限を有しない判事補を選挙人とする選挙による。</p> <p>2 オブザーバーは、前項の判事補の中から、第四条の区分に従い、一人ずつ選出する。</p> <p>3 前二項の規定によるオブザーバーの選出及び任期は、常任委員の選出の例による。</p> <p>（中略）</p>
<p>附 則（令和五年六月三十日大阪地方裁判所規程第二号）</p> <p>この規程は、令和五年六月三十日から施行する。</p>	

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和5年6月30日付議)

(令和5年7月10日実施)

現 行	変 更 後
(第2編(本庁民事部) 第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割	(第2編(本庁民事部) 第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割
第1民事部(保全部) (毎日)	第1民事部(保全部) (毎日)
裁判官 井上直哉	裁判官 井上直哉
〃 三宅知三郎	〃 三宅知三郎
〃 太田多恵	〃 太田多恵
〃 仲井葉月	〃 仲井葉月
〃 島崎乃奈	〃 島崎乃奈
〃 関堯熙熙	〃 関堯熙熙
〃 宮原翔子	〃 宮原翔子
〃 鈴村悠恭	〃 鈴村悠恭
〃 植村一仁	〃 植村一仁
〃 林奈桜	〃 林奈桜
〃 永田雄一	〃 永田雄一
〃 浜崎俊文	〃 浜崎俊文
〃 中川和俊	〃 中川和俊
〃 橋本康平	〃 橋本康平
	〃 (代行) 山田裕貴
	(職務代行発令)
	(神戸地家裁尼崎支部から)
(中略)	(中略)
	<u>附 則</u>
	<u>この規程は、令和5年7月10日から施行する。</u>

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和5年6月30日付議)

(令和5年7月18日実施)

現 行	変 更 後
(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第15民事部（交通部）（毎日） 裁判官 武田瑞佳 〃 中武由紀 〃 中嶋謙英 〃 安井龍明 〃 那波郁香 〃 木戸口恆成 〃 高橋憲太 〃 横井千穂 〃 <u>（兼）中川和俊</u> <u>（兼務解消）</u> 〃 林憲太朗	第15民事部（交通部）（毎日） 裁判官 武田瑞佳 〃 中武由紀 〃 中嶋謙英 〃 安井龍明 〃 那波郁香 〃 木戸口恆成 〃 高橋憲太 〃 横井千穂 <u>（兼）山田裕貴</u> <u>（兼務発令）</u>
(中略)	(中略)
	<u>附 則</u> <u>この規程は、令和5年7月18日から施行する。</u>

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和5年6月30日付議)

(令和5年7月20日実施)

現 行	変 更 後
(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1	(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
第1民事部（保全部）（毎日）	第1民事部（保全部）（毎日）
裁判官 井上直哉	裁判官 井上直哉
〃 三宅知三郎	〃 三宅知三郎
〃 太田多恵	〃 太田多恵
〃 仲井葉月	〃 仲井葉月
〃 島崎乃奈	〃 島崎乃奈
〃 関堯熙	〃 関堯熙
〃 宮原翔子	〃 宮原翔子
〃 鈴村悠恭	
<u>(鹿児島地家裁へ)</u>	
〃 植村一仁	〃 植村一仁
〃 林奈桜	〃 林奈桜
〃 永田雄一	〃 永田雄一
〃 浜崎俊文	〃 浜崎俊文
〃 中川和俊	〃 中川和俊
〃 橋本康平	〃 橋本康平
〃 (代行) 山田裕貴	〃 (代行) 山田裕貴
(中略)	(中略)
<u>附 則</u>	
<u>この規程は、令和5年7月20日から施行する。</u>	

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和5年6月30日付議)

(令和5年7月21日実施)

現 行	変 更 後
(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5	(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5
大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割	大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割
第1 民事公判係	第1 民事公判係
(中略)	(中略)
第10係（月火木）裁判官 <u>伊藤知広</u> <u>（京都簡裁へ）</u> 〃 荏谷誠	第10係（月火木） 裁判官 荏谷誠
(中略)	(中略)
	<u>附 則</u> <u>この規程は、令和5年7月21日から施行する。</u>

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和5年6月30日付議)

(令和5年8月1日実施)

現 行	変 更 後
(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 第1 民事公判係 (中略) 第8係（木） 裁判官 新屋眞宏	(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 第1 民事公判係 (中略) 第8係（木） 裁判官 新屋眞宏 〃 吉村勝彦 （任簡判） 〃 氏家裕美 （任簡判） 〃 木原義則 （任簡判） 〃 西川浩二 （任簡判） 〃 小林智人 （任簡判） 〃 柏原成光 （任簡判） (中略) 附 則 この規程は、令和5年8月1日から施行する。

